ACIKON

インクルーシブ社会研究 2 Studies for Inclusive Society 2

『法と人間学』という 学融的領域が 切り開く未来

Law and Human Science as a New Trans-disciplinary Area

編集担当:山崎 優子・サトウタツヤ Editor: Yuko Yamasaki, Tatsuya Sato

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 「インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究」対人支援における <学=実>連環型(トランスレーショナル)研究の方法論チーム Translational Studies for Inclusive Society:

MEXT-Supported Program for the Strategic Research Foundation at Private Universities. Methodological Studies for Translational Research in Human Support Team

2014年 3月

立命館大学人間科学研究所 Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University

まえがき

本書は、「法と人間科学」の研究(法の領域における諸問題について、法学者、心理学者らが検討を行う)についての成果の発信である。また、シンポジウムのタイトルに"学融的"とあるように、異なる研究領域にありながら、協働的に研究を推進してきた。

法の領域における諸問題は、多岐にわたり、たとえば、冤罪、被害者支援、加害者の処遇、取り調べの可視化、目撃証言の信頼性、裁判員裁判の妥当性、法教育などが挙げられる。裁判員制度の実施以降、上記の問題はクローズアップされてきており、市民の司法に対する関心も高まってきた。しかし、これらの問題について、法学の領域だけで解決すること、人間科学の領域だけで解決することは困難である。問題を解決するためには、まず、法の領域から問題の所在を客観的に捉え、次に、人間科学の領域から実証的データを提示し、そして実証的データにもとづいて議論を行う必要であるからである。

「法と人間科学」研究の重要性が増す中、市民の皆さんと「法と人間科学」が何をすべきかについて、一緒に考えていきたいという思いから本シンポジウムを企画した。シンポジウム当日は、「法と人間科学」の過去から現代(第一部)、現代から未来(第二部)について、以下の人たちが研究報告を行った(敬称略)。

仲真紀子:「司法と福祉」の仲班(子どもへの司法面接)代表

サトウタツヤ:「捜査手続き」の佐藤班(供述の三次元地層モデリング)代表

石塚伸一:「司法と福祉」の石塚班(犯罪者・非行少年処遇)代表

唐沢かおり:「司法と福祉」の公募班(犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築)代表

指宿信:「裁判員裁判」の指宿班(可視化の制度構築と裁判員裁判)代表

報告者は仲真紀子氏(北海道大学大学院文学研究科)が代表を務める研究プロジェクト「法と人間科学」のメンバーであり、「法意識と教育」、「捜査手続き」、「裁判員裁判」、「司法と福祉」の4つのフィールドからなる大きなプロジェクトを学融的に展開しているところである(詳細については、「法と人間科学」ホームページ(http://law-human.let.hokudai.ac.jp)を参照されたい)。

立命館大学・人間科学研究所では、2013 年 4 月から文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の助成をうけて「インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究」プロジェクトを展開している。法と人間科学の領域は、このプロジェクトの中でも大きな比重をしめており、学外研究者とも協働で研究を行ってきた。

この報告集は 2013 年 1 月 12 日に、東京商工会議所で開催されたシンポジウム「法と人間科学という学融的領域が切り開く未来」の記録・報告ではあるが、上記「インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究」プロジェクトの活動の成果であるという性質も持つ。私たちは立命館大学を法と人間科学の拠点の一つにすべく多層的な展開を常に意識しているからである。法はある意味で生き物であり常に変転しており、それに対応していくことが必要である。もちろん、人間の生活も常に移ろいゆくものであるから、それに即応していく必要がある。そして、法と人間科学もまた、常に新しい動向に注意を払いつつ、知見を積み重ね、情報を発信していく必要があるのである。

本書が、法と人間科学という領域ならびにインクルーシブな社会を構築する ための本研究所の活動に資するものであり、社会のあり方を少しでも変えてい けるのであれば、それにすぐる喜びはない。

2014年3月12日 ブラジル・バイアにて サトウタツヤ

目 次

まえがき サトウタツ	ヤ(立命館大学文学)	部教授)	1
開会挨拶 仲 真紀子	(領域代表 北海道)	大学大学院文学研究科教授	<u>:</u>)······ 5
第一部 過去から現代	へ:法と人間科学 <i>の</i>)歴史からの展望	13
『法心理(思想)史』	サトウタツヤ(立命)	館大学文学部教授)	
『刑法思想史』	石塚 伸一(龍谷大	学法科大学院教授)	
第二部 現代から未来	へ:近年の接点から	の展望	45
『裁判員裁判』	唐沢かおり(東京大	学大学院人文社会系研究科	教授)
『治療的司法』	指宿 信(成城大	学法学部教授)	
指定討論			63
浜田寿美男(奈良女	子大学名誉教授 立	命館大学特別招聘教授)	
藤田 政博(関西大学	学社会学部准教授)		
質疑応答	•••••		·····72
登壇者全員			
朗仝埃巡	(領域化実 北海道:	大学大学院立学研究科教授	70



当日の様子

山崎 本日は、お忙しいところお越しくださいまして、大変ありがとうございます。ただいまより、公開シンポジウム「『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来」を開始いたします。司会は、私、立命館大学の山崎が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様に、お渡ししましたファイルに質問票が入っておりますので、登壇者の先生方へのご質問、本進行チームへのご意見等ございましたら、ご記入のうえ、スタッフにお渡しください。時間に制限がございますが、可能であれば、後ほど、先生方に幾つかのご質問にお答えいただきます。

はじめに、新学術領域研究「法と人間科学」代表の仲真紀子先生に、ご挨拶いただきます。仲先生のご専門は、裁判心理学、認知心理学、発達心理学です。 目撃証言、子供の証言、法廷でのコミュニケーションなどを研究されていらっしゃいます。仲先生、よろしくお願いいたします。 仲 北海道大学文学研究科で心理学を教えております、仲と申します。今日は、お寒い中おいでいただきまして、どうもありがとうございました。これから、公開シンポジウム「『法と人間学』という学融的領域が切り開く未来」を開催いたします。開催に当たりまして、まず、この文部科学省科学研究費補助金、新学術領域「法と人間科学」といいますプロジェクトの全体像をご紹介し、それからシンポジウムの趣旨について説明いたします。

この新学術領域「法と人間科学」プロジェクトは現在、2年目を迎えておりますけれども、最初に、前提となる問題についてご説明します。

新学術領域「法と人間科学」

1. 問題

- » 多くの法と心理学研究が行われているが、必ずしも現場の問題解決に用いられてはいない。例えば、面接の録画。
- » 裁判の過程に沿った基礎研究と、現場への知見提供が課題。

2. 目標

- » 基礎研究の成果(道具) 実務家に提供(道具の使用) フィードバックを基礎研究に投入 ★ 社会実装を目指す
- 3. 方法
- 4. 研究体制
- 5. 切り開く未来



図 1-1 新学術領域「法と人間科学」

多くの法と心理学研究が行われていますが、必ずしも現場の問題解決に用いられていないということがありました。例えば私は、被害に遭った、あるいは事件の目撃をした子どもさんから、どのように事情聴取するかという研究をしています。心理学では、適切な方法というのが数多く研究され、開発されてきているわけですけれども、それは、必ずしも実務には生かされていませんでした。同様に、捜査、裁判、被害者支援や犯罪者のリハビリテーションなど、司法手続きの過程に沿った基礎的な研究はたくさんあるわけですが、そういった成果

も必ずしも現場に活かされていない。研究成果を現場に提供していくことが重要な課題だという認識のもとに、このプロジェクトはスタートしました(図 1-1)。

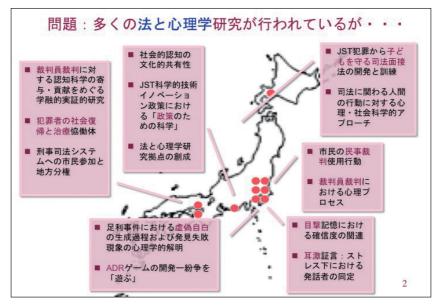


図 1-2 全国で実施されている法と心理学研究

スライド(図 1-2)に示されますように、日本全国各地で多くの研究者が、様々な形で研究を行っています。北から南まで、そのトピックもいろいろです。しかし、これまで、こういった個別の研究が一つの大きな基盤の上に整理されることはなかったと思います。どうすれば研究成果を実務に生かしていくことができるのか。そのためには、司法手続きの過程に沿った基礎研究を整理し、その知見を積極的に実務家の方々に使っていただき、そこで得られたいろいろなフィードバックを、研究に投入していくことが必要ではないか。学術的成果を研究室だけに留めておく、あるいは、研究報告するだけではなくて、実務家に積極的に提供していく。そうやって使っていただければ、そこで得たフィードバックを、また基礎研究に生かすことができる。それを繰り返しながら社会実装を目指していければと、考えました。

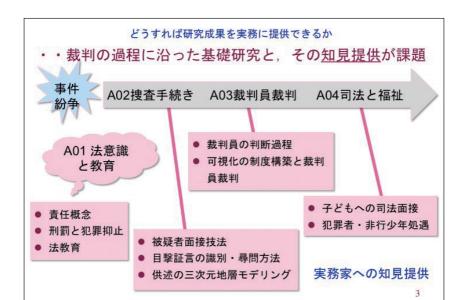


図 1-3 研究成果の実務への提供

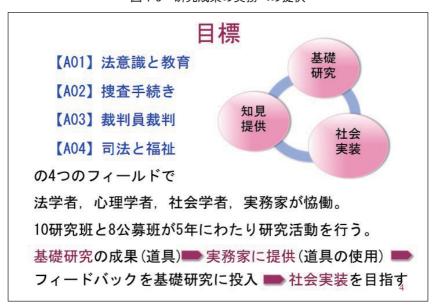


図 1-4 4 つの研究フィールド

スライド(図 1-3)にありますように、事件・紛争があり、そこから捜査手続きが始まり、裁判員裁判が行われます。被害者のケアや犯罪者のリハビリテーションなどの福祉的なケアも重要です。また、法教育や法意識の涵養も重要な課題です。それぞれの領域においてこれまで行われてきた研究をまとめ、外に対して見えやすく、使いやすくして、融合的に研究していくことができればと、プロジェクトでは、四つのフィールドを設けました(図 1-4)。第1は、法意識と教育。第2が、捜査手続き。第3が、裁判員裁判。そして、第4が司法と福祉です。

この四つのフィールドで、心理学者や社会学者、実務家が共同し、研究を行っていくことになります。大きな目標は、繰り返しになりますが、基礎研究の成果、これを「道具」と呼ぶならば、この道具を実務家に提供し、使ってもらって、そのフィードバックを基礎研究に投入し、さらなる社会実装を目指すとともに、研究者は研究者で新たなインスピレーションを得て研究を進める、ということになります。

A04仲:子どもへの司法面接	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基礎研究	+	7			
補助物の効果					
面接の繰り返し	•				-
時間理解	•				-
感情語理解					-
逆境下の児童の語彙	•				<i>P</i> 11
音声の記憶・・・・・					
印見の提供とフィード	道内 島根				
<u>バック</u> 面接研修 ▲	大分 岡山高知 福島	面接流	去・研修フ	プログラム	の改善
社会実装 <u>(事例)</u> 事例研究	道内		1		

図 1-5 仲研究班 方法

研究を進める方法としましては、いわゆる PDCA のようなサイクルを取ります。このスライド(図 1-5)は私たちの研究班の例ですけれども、心理学的な、特に子どもの記憶やコミュニケーションに関するさまざまな研究を行っています。それを、例えば「司法面接法」という、子どもから話を聞くための面接法や、実務家に対する研修プログラムに反映させます。

そして、児童相談所の職員、警察官、検察官、家庭裁判所の調査官の方々に 研修を行い、面接法を実務で使っていただき、そこから得られるフィードバックを研究に生かしていく。こういった活動を、それぞれのフィールドの研究班 に行っていただくことで、全体の統一を図りたいと考えています。

THE RESERVE AND THE PARTY AND		Control March State Control	
②総括班	役割	フィールド 運営	10計画班+6公募班
⊚仲	統括	研究研修総括	①コアグループ
支援室	支援	実務家研修	札幌法と心理研究会
◎松村・唐沢 河合・久保山 』	公募	A01法意識と 教育	・唐沢:責任概念 ・河合:刑罰と犯罪抑止 ・久保山:法教育 ・長谷川:法教育
◎佐藤・◎森 厳島・高木	広報	A02捜査手続き	・高木:被疑者面接法 ・厳島:目撃証言の識別・尋問方法 ・佐藤:供述の三次元地層モデリング
◎指宿・◎城下 伊東	出版	A03裁判員裁判	・伊東:裁判員の判断過程 ・指宿:可視化の制度構築と裁判員裁判 ・石崎班:「振り返り」 ・山崎班:検察審査員
◎白取・石塚	③全 体会	A04司法と福祉	・仲:子どもへの司法面接 ・石塚:犯罪者・非行少年処遇 ・唐沢:犯罪被害者の心の推論 ・安田:DV被害母子支援 ・田中:司法面接

図 1-6 研究体制

このスライド(図 1-6)は研究体制を示しています。今申しました、法意識と教育、捜査手続き、裁判員裁判、そして、司法と福祉という四つのフィールドで、計画研究班と公募研究班合わせて 18 班が研究を進めています。公募班といいますのは、5年間のうちに 2 回研究班の公募を行い、全体で 16 の研究班

を新たに採択し、一緒に研究を進めていく、そういう班です。

この2年間、各研究班は個別の研究を行うだけでなく、多くの実務家研修、 実務に携わる専門家への研修を行ってきました(図1-7、図1-8)。ぜひニュー ズレターや通信、ホームページなどを見ていただければと思います。また、市 民・実務家・研究者のつながりを活性化するために模擬裁判を行い、これも毎 年1回行ってきました(図1-8参照)。去年は札幌、今年は秋田で行われる予定 です。その他シンポジウムも行っています。今回のシンポジウムは2回めとい うことで、時間軸に沿って幅広い展望を持つためのシンポジウムということで 計画しました。

研究・実務の融合

- 実務家研修
 - ▶厳島(日大)目撃証言
 - ▶ Bull (レスター大) 取調べ・事情聴取
 - 外山・長谷川(津田塾大・横浜国大)法
 - ▶ 高木・仲(青山学院大・北大)事情聴取・面接法
 - ▶ 櫻井 (北大) カルト被害支援
 - ▶安田(立命大) DV被害支援
- 公募(2年に1回)
- ニューズレター,通信,HP
- 模擬裁判(札幌, 秋田)
- シンポジウム【10月,1月】



図 1-7 研究・実務の融合



図 1-8 各研究班の活動

今回のシンポジウムでは、詳しくはサトウ先生、指宿先生からまたご説明がありますけれども、法に関わる人間の活動を人間科学的な手法で検討し、法システム全般にわたって、私たちができる貢献や展望を考えていきます。法といっても制定法だけではなくて、公衆道徳や遵法精神なども含まれます。これらも、社会の制度、文化として、人の考えや行動に影響を及ぼすわけです。前回のシンポジウムは横の広がりを目指す形で行いましたが、今回は、時代、時間軸という視点を入れまして、過去から現代、そして、現代から未来へという形で、法と人間科学という領域がどのように形成され、世の中に貢献していけるのかを探るシンポジウムになればと思います。

広く市民の方々、行政、司法、福祉、医療等の専門家の方々のご協力を得て、 未来を切り開いていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

山崎 仲先生、どうもありがとうございました。

第一部 過去から現代へ:法と人間科学の歴史からの展望

山崎 それでは、第1部、「過去から現在へ:法と人間科学の歴史からの展望」を開始いたします。第1部では、西洋における法心理学の勃興と衰退、それらが日本に及ぼした影響について、サトウタツヤ先生、石塚伸一先生にお話しいただきます。サトウ先生のご専門は、心理学史、応用社会心理学でいらっしゃいます。サトウ先生には、近代心理学成立後に、どのように心理学が法実務と切り結ぼうとしたのか。また、それが成功・失敗した要因について、お話しいただきます。サトウ先生よろしくお願いいたします。

サトウ 立命館大学のサトウです。法心理学を始めてから早いもので 20 年ほどが過ぎようとしています。私たちが関与している科研費は「法と人間科学」というタイトルになってますが、その中心である法心理学にまつわるお話をしていきたいと思っています。蛇足ながら、現在、立命館大学に法心理・司法臨床センターを設立したいと思っています。

複数の学問の協働のあり方を考える

まず最初に科学社会学的な観点から、学問の協働のあり方を定義してみたいと思います。学問と学問の関係を語るときには、よく、学際という語が用いられますが、私はこのほかに、「学粋」という言葉と「学融」という言葉を提唱して、学問と学問の協働のあり方を考えたいと思っています。

まず、学粋というのは intra disciplinary の訳です。個別の学範(ディシプリン)だけで問題を解決しようとする姿勢です。立命館大学の嘉門優先生が、この頃の刑法における立法は、狭い問題解決志向であるということを述べています。個別の問題を個別の法律によって抑えにかかる、というような風潮を批判しているのです。もちろん、心理学にも同じようなことは起きています。不登校の問題を全て「心の弱さ」で説明する人がもしいるなら、それは社会問題をダシにして心理学による説明をしているだけですから、心理学化した社会をつくることになるし、学粋主義ということになるのです。自分の学範至上主義という態度をとるのが学粋主義です。

次に、良く言われている学際です。これは、inter disciplinary の訳です。 法学と心理学を例にとれば、両者に何らかの関係が生じるのが学際的関係です。 しかし、モード論という立場からすると、学際というのは問題の共有でしかな く、解の共有まで行かないという問題点が指摘されています(サトウ、2012 参 照)。また、学際の「際(さい)」は際物の「際(きわ)」であることにも注意が 必要です。学際をやってる人は際物と見られているかもしれないのです。また、 法学者も心理学者もホームタウンがあるので、そこからは離れられない、ある いは、2つの学範(ディシプリン)に対立が起きた時に自分の領域を守ってしま うというような問題があります。

それに対して私は、「学融」というあり方、志向性を提案するわけです。学融は trans disciplinary の訳です。社会との関係を重視し、問題の共有だけではなく、解決の共有も目指す志向です。ここで社会というのは、心理学にとって法学、法学にとって心理学、という相手の学問のことも含みます。たとえば家族のことを対象に、家族法と家族心理学があったとしても、これらは学際的な関係でしかない。そうではなく、家族が抱えている問題を法学者も心理学者も一緒に解決を目指すのが学融という立場です。

ちなみに、「トランスする」のトランスは「trance」でして、単語が違います。 酩酊とは違いますので、トランス・ディシプリナリとは、酔っ払って学問しろ! という意味ではないので、ご注意ください。

人間概念の多様性:「ヒト」「人」「ひと」

さて、私どもの新学術領域の名称は「法と人間科学」とタイトルです。そして、人間科学という言葉もすごく曖昧です。なぜなら、人間というのはいろんな側面があるからです。生物としての人間、社会を作る存在としての人間。さらに、内省する人間というか、内省して物語る人間という側面もあります。「人間科学」と言っても、どの側面に焦点を当てるかによって内容が変わってくる可能性があります。ただし本日は、人間科学概念の曖昧さについての議論には踏み入らずに、社会を作る「人」は、生物的な基盤がある「ヒト」であることもあるし、自分を物語ることで「ひと」になるのだ、という文学的表現を行っておきます。人間科学こそ、様々な側面をもっていなければならないというこ

とが良くわかると思います。

そのうえで、法と人間科学について考えれば、知覚や感覚など種としての「ヒト」に関わる部分、カルト集団の組織化など社会的存在としての「人」にかかわる部分、加害や被害の後に自分を再構築するという物語る自己としての「ひと」にかかわる部分など、様々なことがあるように思います。

また、こうした「ヒト」「人」「ひと」の円環を考えるときに面白い話題として記憶があります。記憶の話は後でもふれますが、記憶って、生物学的基盤があるのか、社会的基盤があるのか、自己物語的基盤があるのか、ということを考えてみる必要がある、ということです。

記憶は目撃証言にせよ自白供述にせよ、法と人間科学とは切っても切り離せない存在です。かつては、記憶は写真のようなものだという理解がありました。覚えていることは覚えている、ということです。見たことは覚えている、とはいっても、そこには「ヒト」としての能力の限界が存在します。仮に覚えていたとしても、それをどのような社会状況で思い出すのか、ということによっても、言うことは違ってくるかもしれません。これは「人」の側面です。最後に、記憶の内容によっては、思い出さないことによって自分を守る、ということがあります。辛い記憶をあえて押し込めておく(専門用語では抑圧)ということがあるなら、それは「ひと」の領域にかかわることなのかもしれません。記憶とは、法と人間科学が留意すべきテーマであり、多くのことが記憶を巡って行われてきたのは当然のことなのかもしれません。

法と人間科学の歴史を考える

以下では、法と人間科学について、その歴史を考えていきたいと思います。 E.H. カーという有名な歴史家が「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の 不断の過程であり、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話である」と述 べていますが、歴史は単なる過去の出来事なのではなく、現在と過去との不断 の対話なのだということです。

今回は、法と人間科学の歴史の中でも、時間の都合もあり、刑事法と心理学にかなり限定されることをご了承ください。ただ、単に時間の都合というだけではなく、刑事法と心理学という領域こそが最初に盛んになったテーマだった

ことはおさえておいてほしいと思います。

さて、心理学史から見ていきましょう。心理学の「業界」には心理学成立の 通説というのがあります。19世紀末ごろに、生理学的手法を用いて感覚・知 覚を分析する学問として成立した、つまり自然科学的手法を用いることで哲学 から心理学が独立した、という独立神話のようなものです。これはいわば学理 的な心理学のあり方です。それとは別にもう一つ、狂った人をどうするのか-狂ったという言い方が妥当かどうかはおいておくとして一、つまり、いわゆる 精神病の人をどうするのかについて考える必要があるという問題系がありま す。ご承知のとおり西洋には魔女狩りの風習があり、魔女=人ではない、とい うことで大きな迫害を受けてきた人たちの中には精神病者がいたことは、今日 では常識的な理解になっています。魔女扱いされてきた人たちを、人として理 解して人として支援していこうというのが精神病理解の1つのあり方なのです が、それも19世紀に起こりましたので、これもまた心理学が1つの学範(ディ シプリン)として成立するのに影響したといわれています。学理的な心理学と 精神病に関する心理学、その接点にたとえば知能検査とか性格検査のような、 人間理解の新しいかたちが芽生え、それが心理学を創っていったのです。19 世紀の出来事です。なお、私は知能検査のようなあり方を新しいから良いとい うつもりはありません(このことについては、サトウ、2006 参照)。

ところが一近ごろ私が気になっていることなのですが一先ほど心理学の始まりが19世紀と言いましたけれども一、ものごとには何事にも前史があるわけで、心理学が成立する前のことも考えていく必要がでてくるのです。もちろん心理学には近代という時代の影響があると考えられます。近代が何であるかを説明するのは私には重荷ですが、近代がどういう時代かといえば、宗教と法や道徳が分離していく、そして神と人間が分離していく時点ではないかと思います。近代以前の時代の約1000年間を「暗黒時代」と一言でくくったりしますが、近代以前の時代はまさに宗教と国家、宗教と道徳、宗教と人間が一体だった時期であり、それが中世なんだと思います。つまり、暗黒時代とさえ言われた中世から新しい時代が芽生えたのが、17世紀であり、それが近代ということになるのだと思います。

デカルトの近代的自我とは何でしょうか。「疑えることを全部疑ってみたけ

ども、疑っている私が存在することは疑い得ない」っていうようなことだと思います。そこから近代が成立するわけです。実は、心理学という語の語源であるプシュコロギアみたいな言葉も、言葉自体は16世紀ぐらいからできているということがあります。具体的には、16世紀の人文主義者マルリッチ(Marulic)の著作の題名である"Psichiologia (1520 年頃)"が最も古い用例だとされています。この語は最初は心霊学のような意味だったのですが、徐々にその内包する意味を変え、今日に至ります。

さて、近代化の最も大きな部分を担ったのが自然科学でした。そして、近代 自然科学の精神は実験にありました。実験による知識生産を重視した初期の人 に、フランシス・ベーコンがいます。彼は、現象の説明を行うときに、目的に よる説明ではなく、経験による説明体系(帰納法)を重視し、整備しました。

16世紀から17世紀にかけて、重要な発見・発明が相次ぎました(表1)。科学史ではこの時期のことを科学革命の時代と呼ぶことさえあります。

教 1 10 L能及十次件的工资相子的允约 允允				
科学的発明•発見				
コペルニクスが地動説を提唱				
ガリレオが振り子の等時性を発見				
顕微鏡の発明				
ガリレオが落体の法則を提唱				
望遠鏡の発明				

表 1 16世紀後半以降の主な科学的発明・発見

ガリレオ・ガリレイ、ニコラウス・コペルニクス、ヨハネス・ケプラー、アイザック・ニュートンらが精力的に活動を行い、天動説から地動説への変換をはかるなど、宗教と科学を分離する努力を行っていた時期だということがよくわかると思います。

先ほど、目的による説明から経験による説明への変換ということを述べましたが、その重要な領域に、星の運行の問題がありました。

自然科学が成立すると、星の運行が神の意思によるものでもないし、星が目

的をもって動いているわけではないということが理解されるようになりました。たとえば「惑星」っていう言葉がありますが、あれはなぜ惑星かというと、地球を中心に考えたとき(天動説の立場)に、星の運行がジグザグしてあたかも惑ってるように見える。あるいは人を惑わせるように見えるという意味で惑星という名前がついていたのです。それが太陽を中心に置いてみると(地動説の立場)、法則性が見いだせるではないか、という形に変わっていったのです。近代とは、そういう時代でした。

この時代、自然科学の変貌だけが取りざたされがちですが、実は、社会と人間の関係も大きく変わりました。その結果、今でいうところの社会科学も大きな変貌をとげているのです。

たとえば、社会契約説という学説の登場がそれにあたります。ロック、ホッブス、ルソーという人々が、それぞれ違う形の社会契約説を唱え始めました。ここで興味深いのは、この人たちが、人間論ーもっと言えば、心理学的な考えを含む人間論ーについても、それぞれ学説を唱えているという事実があります。ロックは『人間知性論』、ホッブスは『人間論』。ホッブスは生誕400年ということで近年また見直されて、『人間論』も新しく翻訳されました。さらにルソーには『エミール』という著作があります。「自然に還れ」であるとか、子どもは小さな大人ではない、ということが主張されています。

私が問いたいのはこういうことです。「社会契約説を唱える人たちが、人間の心理的性質についても考えざるを得なかったのはなぜか」。一方で私たちは、ロックならロックの業績を総体的に捉えることができていたのだろうか?という問いもあります。政治経済の入試問題では「ロックといえば統治二論」、大学に入って心理学を勉強したら「ロックは経験主義の祖」。ロックに限らずですが、この人たちが、どういう時代的背景のもとで思考を紡いだのか、こうしたことを考えてもいいのではないでしょうか。

私などがこうしたことを考えたいと思ったところで、なかなか考察が進まない。進まないのですけれども、たとえば、近代の成立期において、国家と人間の新しい関係を考えるときに、人間の性質っていうのを考えなければ成り立たなかったんじゃないか、と仮説をたててみても良いと思います。だからこそ、原初的な意味での人間学というものが、ロック、ホッブス、ルソーにはそれぞ

れの形で必要だったのではないだろうか、ということです。つまり、近代以前は「神の意思で国家を運営していきますよ」という宣言で済んでいたことが、国家は人間の契約による、という形で変更されると、そこでは必ず人間って何なんだろうかということを考えていく必要があったのではないかと思えるのです。ある意味での社会哲学的な要請が、人間を考える契機を与え、それが徐々に心理学の成立にも影響したと考えるべきではないのだろうか、と思っているところです。そのように考えれば、法と人間科学の歴史は、これまでとは別の形で問い直されるのではないかな、と思います。

たとえばホッブスなどは、近代的な政治思想をはじめて体系的に展開した人物と言われることもあります。その彼は『リヴァイアサン』で著名であり「万人の万人に対する闘争」状態を避けるために契約が必要だとするわけです。つまり、彼の政治体制のありかたの提案は、彼の人間の本性の考え方と密接に結びついているのです。なお、この点について書誌学的な検討が行われていますので、それを紹介すると以下のような事情だそうです(篠原、2009)。

すなわち、ホッブズは『法学要綱』を出版するつもりでしたが、これは 1650 年に『人間の本性』と『政治体について』の 2 部に分けて出版されました。こうした「人間論」と「政治論」とを含む『法学要綱』を敷衍(ふえん)したものが『リヴァイアサン』であり、この本は 1651 年に出版されました。ホッブスにおいて、法学、人間論、政治論が同時に論じられていたことがわかります。そのあり方を検討することが、今日の法と人間科学を考えるヒントになるように思えてなりません。

人物名(国籍)	生年 - 没年
ホッブス(イギリス)	1588 - 1679
デカルト(フランス)	1596 - 1650
ロック(イギリス)	1632 - 1704
モンテスキュー(フランス)	1689 - 1755
ヒューム(イギリス)	1711 - 1776
ルソー(フランス)	1712 - 1778

表 2 関連人物牛没年(牛年順)

and Art

1723 - 1790

スミス(イギリス)

著者 著作 発表年 ルネ・デカルト 『方法序説』 1637 トマス・ホッブス 『人間論』 1658 ジョン・ロック 『人間知性論』 1689 デビッド・ヒューム 『人性論』 1739 アダム・スミス 『道徳感情論』 1759ジャン=ジャック・ルソー 『エミール』 1762

表 3 人間性・人間論に関する関連著作年表

歴史は現在や未来のためにあるのだし、遡った過去の分だけ未来を展望できると私は思っています。17世紀について研究することで、法と人間科学に関する新しい知見も集積され、未来についても長く見通せるんじゃないかと、私は思っています。

今後のこともあるので、関連の年表を2つほどつけておきましょう(表2.3)。

法心理学の活性期・黄金期としての 1910 年代

さて、以下では、既に述べたような野心的なプログラムとは離れて、現時点までに分かっている歴史について話をすることで、法と人間科学のあり方を考えていきたいと思います。ただし、法と人間科学の中でも、比較的歴史がある法と心理学が中心になっていきます。要するに、今、私が「法と心理学」と言っているのは、法と人間科学の原初的な活動としての法心理学という意味なのですが、それは、1910年代に極めて活発な時期があったことが知られています。その準備期間として18世紀の中頃から、法学も心理学も大きな変化が起こりつつありました。前述のように心理学は18世紀の半ば以降、1つの学範(ディシプリン)として成立したものです。法学では、刑法学が新しい潮流を生みつつありました。

ドイツでは、新派刑法学という流れが現れてきました。その中心人物の1人がリストという人です。彼は1883年にマールブルク大学の教授に就任するのですが、その時に「刑法における目的思想」という講演を行ったのです。これは後にマールブルク綱領と呼ばれるもので特別予防の立場からの刑罰論でした。彼の理論の中核にあるのは刑罰の教育的有効性で、これこそが、近代刑法

学派の始まりを告げるものでした。つまり新派刑法学の始まりだったのです。 この新派刑法学がそれまでの刑法学とどう違うのか、ということを説明するの は私の手に余りますので、明治~昭和にかけての刑法学の巨人、牧野英一の説 明を借りることにします(表 4)。

23, 7	がロバルナットの以てはい、	1010/
	旧派刑法学	新派刑法学
刑罰の目的	応報刑論	目的刑論
実際上の適用	客観主義(犯罪主義)	主観主義(犯人主義)
予防についての考え方	一般予防主義	特別予防主義
主唱者	ビルクマイヤー 大場茂馬	リスト 牧野英 一

表 4 新旧刑法学の特徴(牧野、1919)

牧野(1919; p83)によれば、旧派理論と新派理論の争いは、一般に応報刑論と目的刑論の争いなります。そして、その実際上の適用が客観主義(犯罪主義)と主観主義(犯人主義)との争いとなり、更に一転して刑罰の一般予防主義と特別予防主義の争いとなって現れる、ということです。乱暴にまとめてしまえば、犯罪行為(とその結果)を刑罰の対象にしていたのが旧派刑法学であったのに対して、犯罪者のあり方・性質に応じた刑罰を与えるべきだというのがリスト及び新派(主観主義)刑法学の主張だったと言えるでしょう。そして、新派刑法学の立場にたつならば、人間としての犯罪者に注目する必要があり、それを心理学(者)が担うことになっていくのでした。その意味で、心理学は刑法の補助科学として期待されていたと言えるでしょう。

このリストという教授は、心理学とのコラボレーションを積極的に進めたという意味で希有な人物でした。彼がコラボレーションした心理学者はシュテルンです。彼は記憶心理学で著名なエビングハウスの薫陶を受けました。彼は人格心理学者として著名ですし、知能指数という概念を提唱した人としても知られています。また、フロイドが始めてアメリカで講演した、1909年のクラーク大学講演会において、法と心理学に関する講演を行い、アメリカに法と心理学を紹介するのに与(あずか)った人物です。

そのシュテルンは、リストのゼミ生を相手に、こういう実験を行いました。

いきなり人が入ってきて、何か出来事を起こしていき、学生たちに「さっき入ってきた人は誰か?」を問う実演実験を行ったのです。つまり、目撃証言の曖昧さを1901年に実験したのです。

この実験はシュテルンの法学演習を舞台にして行われました。まず授業中に、見知らぬ男(T)が入ってきて教員(シュテルン)に封筒を渡し、5分ほど書架で調べ物をして出て行くという小さな出来事を仕組みました(図 2-1 参照)。そして、出席していた学生に対して8日後の授業において、この出来事の報告をするように求めたのです。さらに実験者による尋問も行いました。その結果、報告の1/4,尋問への回答の約半数が誤答であるとされました。シュテルンは特に人物描写については、その人物について注意をむけて観察したのでなければ、ほとんど信用してはいけないと結論していました。

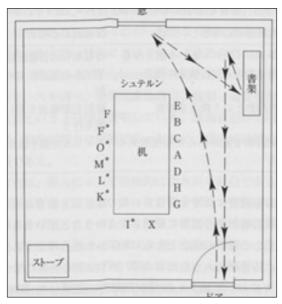


図 2-1 シュテルンの実験状況の略図

なお、このシュテルンという人は、1903 年以降、法廷において心理学の専門家証人を務めていました。さらに、彼は『Beiträge zur Psychologie der Aussage (証言心理学への貢献)』という雑誌を創刊しています(1903)。後にこの雑誌は『応用心理学雑誌』と名前を変えることになります。つまり、法心理学は最も古い応用心理学だと言えるのかもしれません。

ドイツの法廷の民事裁判で心理学の専門家証人として証言したのはマルベという人です。彼は1911年以来、性犯罪の被害者の証言が曖昧だったというものであるとか、鉄道事故が起きたときに誰が責任を持っているのかという証言を行いました。

20世紀における法と心理学の協働は、記憶が曖昧だということを中心に回っていました。フランスにおいて研究していたのはビネです。彼は、知能検査を開発した人として極めて著名な心理学者です。彼は1900年、知能検査を発表する5年前に、暗示の研究をしています

まず、子どもたちに、コインを見せます。そこに穴はあいていません。しかし、質問の仕方を変えてみると、その答えは様々であることが分かりました。「穴がありましたか、ありませんか」という質問、「穴があったとしたら、どこにありましたか」という質問、「穴はどこに開いてましたか」っていう質問をしてみたところ、子どもたちの回答は異なっていたのです。最後の質問「穴はどこに開いていましたか」は暗示性のの高い質問です。つまり、穴はどこですか?と尋ねることは、穴があいていることが前提になっているのです。こうした質問をすると、コインを思い出して描く時に、多くの子どもたちが穴を描いてしまうというようなことがありました(図 2-2)。つまり、聞き手の質問によって、引き出せる記憶の質が異なる、ということをビネは分かっていたのだと思います。そして、高暗示性質問に対する警告を発していたのです。

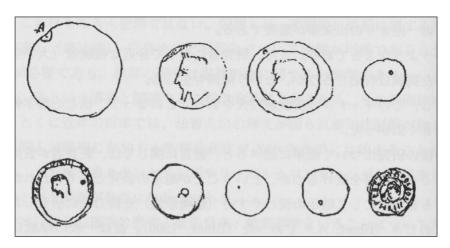


図 2-2 高い暗示性のある質問を受けた子どもたちが描いた穴

そもそも、心理学において、記憶の曖昧さに着目したのはキャッテルという 心理学者でした。これは、今からみれば本当にシンプルな実験です。今、ここ にいる皆さんにもできるんですけども、先週の土曜日の午後1時、何をしてましたか?その日は晴れてましたか?ご飯をどういうふうに食べましたか?などを尋ねたのです。しかも、自分の身内以外の人で、証言する人はいますか?(つまり、証明してくれる第三者はいますか?ということ)。こうした実験をおこなってみると、人間の記憶は思いのほか曖昧だということを実証することができたのです。キャッテルの実験は1893年に行われたのですが、それ以前には実証することはできなかったんです。その意味で、心理学の成立というのは法心理学にとっても大きな出来事だったと言えるでしょう。

さて、アメリカでは1906年に、シカゴで若い主婦が殺害された事件において、知的障害をもつ容疑者の自白の信憑性が問題になりました。地元の心理学者はこの自白が催眠暗示によるものだと疑い、マサチューセッツ州のハーバード大学の心理学教授であるジェームズとミュンスターバーグに意見を求めました。ミュンスターバーグは自白が誘導または強制された疑いが濃いとしたのですが、彼は検察から嘲笑されることになり、地元新聞からは司法への無責任な介入だとして非難されることになり、被疑者は求刑通り死刑となったのです。

この事件後、ミュンスターバーグは相次いで論考を発表し、1908年にはそれらをまとめる形で『証言台にて』を出版しました。この『証言台にて』は、「序章」「錯覚」「証人の記憶」「犯罪発見」「感情の痕跡」「不正確な自白」「法廷における暗示」「催眠と犯罪」「犯罪の予防」の九章からなっています。その内容は心理学の知見が裁判に有用であるという主張によって貫かれていました。また、法の関係者は、心理学の最新の知見を知らないか、知っていても法曹たる自分たちの知識だけで十分だと考えており、そうした姿勢は問題だ、という指摘もありました。

以上、まとめれば、1910年代までの心理学においては、法に関する様々な 実践や研究が行われていました。まさに法心理学の黄金期と言っても過言では ないような状況でした。

ところが、好事魔多しと言うべきか、この後、法心理学は衰退してしまいます。ウィグモアという、法学における有名教授がいます。この人は慶應の法学部でも教鞭をとった人ですけれども、ミュンスターバーグは名誉棄損だと論じたのです。なぜかというと、ミュンスターバーグは著書の中で、法学者はもっと心理学のことを知らなきゃだめだっていう主張をしたのですけれども、それに対してその条件は整っていなかったに等しいといってウィグモアは反論したわけです。偏執狂的論文と言ったら怒られますけれども、心理学の論文をバーッと並べて、この時点で、つまり1905年ぐらいの時点でアメリカの法学者が心理学を知らなかったからといって、それは罪であるとは言えないというような論証をしたわけです。有罪判決も書いています。要するに、「良質な英語の論文はなかったじゃないか、法学者を非難したのは名誉棄損だ」みたいな、そういうパロディーのような論文を書いたんですね。

ウィグモアは、証言に関する実験心理学を扱っている 27 もの包括的な学会誌(機関誌)や書籍を提示しました。それらはアメリカ、イギリス、イタリア、オーストリア、スイス、ドイツ、フランスの 7 か国で出版されているものでした。そして、イギリス、アメリカ、などの論文が少ないことを「論証」したと称したのです(中田・サトウ、2013)。

これは、一種の縄張り意識の表れだというふうに言えますが、このような論 文を書かれてしまえば、法と心理学などはうまく行くわけはありません。もち ろん、最初のキッカケはミュンスターバーグという心理学者の側にもあるでしょう。心理学者って無邪気なんですね、良くも悪くも。ズカズカと人のところに入っていって、「おまえら、これ知らないだろう」みたいなことを言ってしまうのです。ただし、心理学者がなぜこういうことをしなければいけなかったかというと、それにも背景がありました。新しい学問としての心理学は、その有用性を世間に訴えなければいけなかったのです。そうでなければ新しい学問がうまく回っていかないという危機感があったのです。決して法の世界にだけ踏み込んだのではなく、教育の世界にもズカズカと入っていって、「もっとやんなきゃだめだ」と言っていたわけです。先ほど言及したシュテルンやビネが、知能検査という問題と証言の問題を扱っていた(サトウ・高砂、2003 参照)のには、そうした背景があったのだと思われます。そういう意味で心理学者の態度は、悪くいえば、法学を道具的に利用しているところがあったわけです。ですから、ウィグモアが、過剰防衛的にならざるを得なかったというのも無理がないかもしれません。

こうしたイザコザは、科学社会学的には境界設定問題と捉えることが可能です。どこまでが心理学なのか、どこまでが法学なのかという線引き問題っていうことを大のオトナである学者たちがやっていたというわけです。こうしたやり方が二つの学問の融合へと向かうようなやり方でないのは明らかです。学際的なやり方の問題点だろうと思います。そして、このことがあってから、法学と心理学の関係は少なくとも表面的には、廃れていった感じがあります(サトウ、2013)。

こうして廃れていった法学と心理学の関係ですが、アメリカでは 1970 年代 以降、認知心理学の台頭と共に新しい形での展開が生まれました。その中心人 物はロフタス(Loftus, E.)でした。彼女は目撃証言(の歪み)研究に着手し、また実際の法廷に専門家証人として立ち、司法からの心理学のニーズを再び開拓したのです。なお、法と心理学は 1910 年代にピークを迎え、その後に衰退したという見方は、通説にまで高まるかどうかは疑問の余地があります。法学者・ウィグモアが全てぶちこわした、というようなことはおそらく無かったのだろうと思います。実際、私たちの研究室の大学院生が Northwestern 大学のアーカイブ調査を行っているのですが、それによれば、ウィグモアはミュンスター

バーグに対しては確かに辛辣だったけれども、他の心理学者に対して決して敵対的ではなかった、むしろ心理学を取り入れようと積極的だったということも分かってきているのです(この点についてはこれ以上は触れません、次の報告にご期待ください)。

歴史を未来へ

ここで結語めいたことに移ります。ブローデルという歴史家がいます。アナール学派といわれるフランスの歴史学者で、『地中海』という本を書いた人です。地中海の歴史を考えるときに、歴史を3層ぐらいで見ましょうと提案しました(図 2-3)。最深層の「動かないも同然の歴史」は「長期持続」と呼ばれます。その上に「緩慢なリズムを持つ歴史」が想定され、「変動局面」と呼ばれます。最深層と表層の間という意味では中間層です。そして、最上層が「表層の歴史」です。私たちに馴染みのある、**国が滅んだ、とか**がノーベル賞をとった、などの個人史や事件史の層は、この最上層にあたります。そして、従来の歴史学は表層のみを対象にしていた、というのが、ブローデルの主張なのです。つまり、私たちが歴史として習うのは、この表層レベルだというのです。

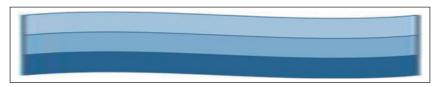


図 2-3 歴史の三層についての模式図

この歴史の三層モデルっていうものを援用して考えるなら、学粋、つまり個別学範による個別の問題解決志向というのは、海で言えば表面の波にすぎないのではないかというように思います。例えば、目撃証言が正確かどうかという問題意識を、心理学者のみが実験で確かめるというのは、本当に表面の波のようなものでしかなくて、その時々でブームがあったりなんかする。寄せては返す波のようなものなのかもしれません。もう少し深くもぐって中層まで降りていくとどうなるでしょうか。ここではおそらく、心理学を含む人間科学と法学

とが何らかのつながりをもとうとしているのだと思います。学際の層です。しかし、ややもすると法学と人間科学が、お互いを道具的に使ってしまうということがあるかもしれません。そうなるともっと深い部分に降りていって、表面からみれば何をやっているのか分からないかもしれないけれど、深層の部分で考えていかなければならないのではないかということが言えるのかもしれません。たとえば法哲学の本なんかを読んでいると、法哲学にも様々な主義があることが分かります。そうした深い部分の協働を探っていって、その結果として表層の部分で個々の事件における学融関係ができていくというのが理想なのではないかと思います。

心理学では、この深層の部分に対応することが難しいのが現状ではないかと思います。問題を表面的に捉えて個別の論文を書いていくことはできても、それは一時のブームにしかすぎず、ブームがさったら「やってるとカッコ悪い」みたいなことになるかもしれません。そういうことではダメであり、法と心理学についての骨太のテキストを作り、そこでは法をめぐる現象を縦横無尽に語り尽くすようなことが必要なのだと思います。今日の私の話の中では出てきませんでしたが、例えば道徳であるとか、ルールみたいなものもそうなのですが、そういうことも含めて、社会の在り方を見つめ直していくべきではないかなと思います。

そして、もう少し、法学も人間科学も自らを変容させていかねばならないと 思います。

人間科学の理論も変わるべきだというのは、これは私の主張ですが、心理学は狭い意味での自然科学を中心に今までやってきたので、狭い因果関係に捉われるところがあります。時間経過の問題をあまり考えないので、因果で説明できないことの説明を放棄してしまうことがあります。むしろ因果で説明できないことを、緩い傾向論みたいな説明、つまり「こうだったかもしれない」みたいなことにして曖昧にしてしまうので、そういうことではなくて、関係論的な視点を持つことが重要ではないかと思っています。法学も、もちろん、人間科学も、その論理の根幹は無時間性だと思います。なぜなら、「A=A」がいつでもどこでも成立しなければ、法学の根底のロジックは崩れ去ってしまいかねないからです。

でも、現実の世界は、AがBになりそうになったり、実際になったり、とい うことなのではないでしょうか。A=加害、B=被害、というように置けば、 そのことは実感できるのではないかと思います。加害者がいるから被害者もい るという、そういう単純なことではなくて、加害者だって被害者だったかもし れない、というようなことです。いじめ問題なんか、まさにそういう面を持っ てるわけです。先日、立命館大学においてやまだようこ先生が主宰しているナ ラティブ研究会というのに出席したのですが、そこに元いじめられていた少年 という方がいらっしゃってました。この方は今、ネット世界で活躍していて、 実名も出してる二十五六歳の人なんですけれども、その経験はやはり壮絶です。 この方は学校で常にいじめられていて、親に相談をしたのだけれど、親が取り 合ってくれなかったそうです。そのときに、いつか親を殺そうと思って一いじ められている相手をではなくて、理解してくれない自分の親を、ですーナイフ を制服の中に隠し持って学校に毎日通っていたというのです。制服にナイフを 仕込むことによってこそ、自分は学校に行けていたんだということをお話して いらっしゃいました。おそらく、何か1つ間違えば、自分も親を殺して、刺し ていただろう、いや、むしろ親を刺す気こそ満々だったみたいな、そういうよ うなことをおっしゃってたわけですね。この方の場合は、幸いにもそうした行 為に出なかったわけですが、そういう行為を行ってしまった人だっていたと思 います。加害=加害、被害=被害という論理ではなく、加害と被害が裏表であ り、その間は二分法の切断論理ではないのかもしれません、そういうところま で進んで考えて、人間っていうのは時間とともに移ろいゆく存在なんだという ことを考える必要があるのかなと思います。

そこで重要なのが、「成る」という概念、ビカミング(Becoming)という概念だと思うんですね。既に申し上げたとおり、西洋の学問っていうのは二項対立的であり、切断的であり、AじゃなければBとか、わりと裏表はっきりさせるみたいなことになるのだけれども、誰かが被害者になるという問題、例えば、大震災があって、誰かが突然被害者になるというようなことが実際にあったわけですよね(私は、立命館大学にくるまえに福島大学の助教授だったという個人的な履歴があるので、関心を持っています)。法社会学の人たちが法による救済を支援する。心理の人たちは、子どものメンタルケアが重要だということ

で、お絵描き的なアクティビティを行う。これらもモチロン重要なのだと思いますが、個別の学範(ディシプリン)による個別の解決ではなく、両者が融合して何かをしなければいけないのではないでしょうか。法と人間科学、今が頑張るときかなと思います。人生の展望を失うこと、ふるさとを失うことの補償はどうするのか、ということなどは、まさに法と人間科学がフロンティアとして検討していく必要があるのではないでしょうか。

あるいは、市民が裁判員になるという問題であるとか(この問題への言及は割愛します)、警察官が子供の証言聴取者になる。こうしたことも、考えていく必要があります。今、いじめ問題がいろいろあった結果、市民の皆さんは、学校関係者より警察官のほうが信頼できると思ってるわけですね。警察官を学校に入れろってみんな言ってるわけです。みんなじゃないにしても、警察が学校に入るほうが安心だ、みたいな議論はあります。しかし、警察官を悪く言うつもりはないですが、子どもと接することが可能な方ばかりではない。そもそもそんな訓練も受けてないのに、できるわけがないのです。できるわけないって言っちゃ怒られるわけですけども、子どもへの対応や聞き取りができるように「なる」ということをしっかりと含んだうえでなければ、賛成することはできないわけです。こうしたこともまた、法と人間科学としてやっていく必要があるのかなと思います。

そして、「なる」ということをつきつめて考えれば、「ならない」ということも分かるだろうということを思っています。犯罪者が「いる」って考えれば、それを「ない」ことにしましょう、全部排除してしまいましょうということになります。なりがちですけれども、人が犯罪者に「なる」ということになると、ならない方法もある。また、成ったとしても、戻ることもできる、ということになります。これは一部で問題になっている外国人排斥問題も同じです。「外国人」というものが「いる」それを「ない」ことにしましょう、という論理です。人は日本人に「成る」こともできる、自分も外国にいけば外国人に「成る」んだ、ということを想像することが大事だという気がします。

繰り返しになりますが、二項対立、二項論理っていうのは、排除的な社会、 排除的な考えを作りやすいので、社会排外的な問題、犯罪者と私たち、外国人 と私たちという対立構造を作りやすいんですね。そうではなくて、もっと社会 包摂的な法と人間科学っていう在り方ができるのではないか、そう思っています。

そういったことを行っていくためには、思考を鍛えるという意味で、歴史が 重要だと思います。とはいえ、歴史を一瞥(いちべつ)して気づくことは、「法 と心理学」領域の困難さなのかもしれませんが。この領域の歴史をみれば、あ たかも2つの文化が接触する異文化接触の様相を呈していると言っても過言で はないでしょう。しかしここで絶望する必要はないのです。

100年振り返るだけで不十分だとしたら、もっと長く過去を振り返ってみればいいのかもしれません。16、17世紀の社会契約説の時代から遡ることによって、より今から3世紀後、300年後にどういうふうになってるのかっていうことを展望していけるはずです。そこに法と人間科学の未来はあると思います。最後に2人の先達の言葉を紹介して、閉じたいと思います。

法律問題は人間の深刻な葛藤に関係する。それ故、一度法学者が徹底した心理学的研究態度をとるようになれば、彼はただに法学に革命をもたらすだけでなく、また心理学にも同じように革命をもたらすようになるだろう(Robinson, 1935)。

法学は一方において論理的な学問である。そこでは先験的論理の構造が支配者となる。これに対して心理学は事実学である。そこでは経験の蓄積から法則が帰納される。ここに両学の対立がある。しかし、法学は社会生活の事実を規律すべき法を対象とする学問である。従って具体的事実から完全に捨象されることはできない。生きた生活現象との関連が常に法学でも顧慮されねばならぬ。ここに法現象に関する事実学としての法社会学、法心理学等の存在の余地がある。法学と心理学との密接な交渉の基礎がある(植松、1947)。

ご静聴、どうもありがとうございました。

山崎 サトウ先生、どうもありがとうございました。

引用文献

中田友貴・サトウタツヤ(2013) COLUMN7「黎明期における法心理学の国際的展開」藤田政博(編)『法と心理学』,法律文化社,pp.235-236.

牧野英一(1919)刑事学の新思潮と新刑法(増訂第4版),有斐閣

Robinson, E. S. (1935) Law and the lawyers. The Macmillan Company.

- サトウタツヤ(2006)『IQ を問う 知能指数の問題と展開』ブレーン出版
- サトウタツヤ・厳島行雄・原聰(2008)法科大学院における心理学教育 法と心 理7,78-82,日本評論社
- サトウタツヤ・高砂美樹(2003)流行を読む心理学史, 有斐閣
- サトウタツヤ(2012)『学融とモード論の心理学 人文社会科学における学問融合をめざして』 新曜社
- サトウタツヤ(2013)法と心理学の歴史 藤田政博(編)『法と心理学』法律文化 社, pp.221-234.

植松 正(1947)裁判心理学の諸相,世界社

山崎 続いて、石塚先生にご登壇いただきます。石塚先生のご専門は、刑事法でいらっしゃいます。近代以降の罪と罰の構成からどのように法理論が組み立てられ、それがどのように人間の性質を考えることと切り結んだのかについて、お話しいただきます。石塚先生、よろしくお願いいたします。

石塚 龍谷大学の石塚です。いただいたテーマがとても大きくて、サトウ先生から与えられた課題は、「近代以降の罪と罰の構成からどのように法理論が組み立てられ、それがどのように人間の性質を考えることと切り結んだのか」。 こんなことを20分で話せというのがまず無理なのですが、兎も角、この課題を刑法の学説史の中に位置づけてみることにします。

その際の前提なのですが、刑法学者は、自らを規範学者だと考え、人間科学の方々を事実学者だと考えているということです。自分たちは、規範のことはよく知っているけれど、現実のことはあまり知らない。心理学者は、現実をよく知っているから、その教えを乞う。ところが、心理学者の多くも、研究室にいることが多くで、現実の社会をよく知ってるわけではないのです。

問題は、そういう勘違いしている 2 人が話し合うのはすごく難しい。事実と 規範との接点で、バチバチッとショートするみたいなことが起こります。歴史 を見ると、ときどき、急接近するようなことがあって、そういうときに、何か 一つの共通の人間像のようなものが、偶然でき上がっているではないでしょう か。

まず、つぎのようなシンプルなイメージで考えていただければと思います。 形而上学を数学でイメージします(図 3-1)。僕が中学に入ったとき、数学の先生が、幾何の時間、いまは図形というようですが、40人のクラス全員に「三角形を描きなさい」と言いました。先生は、生徒のノートを見て、つぎつぎに「だめ」「だめ」と言って、ノートにバツを付けていきました。ついに僕のとこに来て、何も書かずのスーッと通り過ぎていきました。クラスで僕だけが「三角形」を描けたのです。二等辺三角形でも、正三角形でも、直角三角形でもない三角形を。「三角形を描け」と言われたのだから、誤解を生まないように、特殊な属性を排除したものを描くようにしなさいという意味だったのだと思います。言い換えれば、規範的な三角形像をイメージすることが求められたのです。

1. パラダイムと経験 ~専門化集団と共有化された体験~

- (形而上学的定義)「三角形とは、3つの線で囲まれた図形である。」
- ⇒規範(法の世界)
- ↓↑ 【事実と規範の出会い。】
- (経験論的事実)
- 「三角形を書いてみてください。」
- ⇒事実(心理の世界)

図 3-1 パラダイムと経験

しかし、私たちは、現実には、二等辺三角形をイメージしながら三角形について考えていることが結構多いように思います。間違った三角形に補助線を引いて問題を考えていることも多い。でも、それは間違いではなくて、現実です。なぜなら、二等辺三角形が多い時代には、三角形とは二等辺三角形のことだと表象されることもある。正三角形が多い社会ですが、多くの人たちが、三角形、則ち、正三角形だと考えるようなこともあるのです。有名な人が「三角形とは、直角三角形である」と言い、それが大流行して、直角三角形だけが三角形にあることもあるのです。現象は社会の中では起きていて、それを視る目、パラダイムと言ってもいいのかもしれませんが、そこに規範と経験の接点が生まれるのです。

僕は、体験と経験という用語を区別して使っていて、個々人の一回性の「体験」が共有化されたときに「経験」ということにしています。「今日、『レ・ミゼラブル』を観てきた」と誰かがいい、話し相手が「レ・ミゼラブルって、こ

んなのだったよね」と相づちを打ち、「そうそうそう」などと話しているうちに、 どうも話しが合わなくなってきて、自分は映画を観てきたのに、相手は劇場で ミュージカルを観てきていた。「最後の『民衆の歌』のところ、燃えるよね」なっ て言っていても、実は、違う歌を聴いていた。でも、二人の間では、それぞれ の体験が話し合うことによって共有化された。これを二人のレミゼラブルの経 験と呼ぶことにしています。前置きが長くなりました。刑法の長い歴史を短く 紹介します。

2. 人間科学と刑法思想との出会い

- (1)古典派
 - 理性的市民(自由意志)⇒選択した行為→犯罪結果⇔責任非難→害悪・刑罰
- (2) 近代派
 - 犯罪者(素質・環境)⇒決められた行為→犯罪結果⇔刑罰適応性→改善・教育
- (3)ヒトラーの時代
 - 民族の敵(優生学)⇒宿命論的な行為→犯罪結果⇔敵の根絶→無害化・排外
- (4)相対的自由意志論
 - 主体的個人⇒人格の主体的現実化→犯罪結果⇔規範的非難→相対的応報刑
- (5)柔らかな決定論
 - 状況依存的個人(複数要因)⇒認識の限界⇒犯罪結果⇔作用要因→抑止刑
- (6)**関係論的人間像(修復的司法・治療的司法)**関係論的人間像⇒行為へ意味付与⇒犯罪結果⇔関係性の修復→回復の契機

図 3-2 人間科学と刑法思想との出会い

まず、チェザーレ・ベッカリーアに代表される古典派の刑法学です(図 3-2)。 想定される人間像は、自由意志に基づいて行為する理性的な存在です。レンブラント・ファン・レインの「夜警」という絵画がありますが、裕福そうな人たちが、武装して集まって、自分たちの都市を護る。そういう「夜警国家」の市民像は、固い自由意志をもつ、しっかりした人たちだったのだろうと思います。 都市の内には入れてもらえない人。都市から放り出された人もいて。そのような人たちは、「市民じゃない」から、刑法の対象とは想定されませんでした。

このように、しっかりした自由意志を持った人が選択した行為があり、その結果として、社会的に有害な事態が発生した。そのような行為者は、そのような有害な事態が生じないようにすることもできたのに、敢えてそんな結果を招く行為をした。だから、道義的非難に値する。「悪い結果を選んだのはおまえだ」というわけです。悪いことをしたのだから、みんなの総意の下に、その報いとしての罰を受けてもらう。市民社会の形成期にこういうスキームができ上がったわけです。そこに登場する人たちは、教養と財産を持った理性的な人たちでなければならない、ということになります。

つぎに、近代派です。時代的に言うと19世紀後半でしょうか。「レ・ミゼラブル」の映画で出てくるように、地方から人が集まってきてパリの街が「ごちゃごちゃ」になってきたころです。 猥雑な街に集まってきた人たちは、おおよそ近代的な市民のイメージとは懸け離れた人たちです。 貧乏だし、教育も受けてない。お金持ちたちから見れば困った人です。「この人たちが犯罪者です」。困った人は、みんな犯罪者にされてしまう。この人たちの行動は、素質と環境によって決定されていると思わざるを得ない。 自由な意志を持ったような人たちではない。 行為とは決められた行為。 内的または外的な要因によって、まるで、何かに押し出されるように行われるのが犯罪だ、という考え方が出てきます。 国や社会は、その有害な行為に対して制裁を加えますが、この機会を使って、この人たちをどうにかしようと考える。 行為ではなく「人」なのです。 問題となっている犯罪者が字を読めないなら字が読めるようにしてやろう。 働く習慣がないなら、これを身につけさせてあげましょう。 改善や教育の可能性がない人は廃害、すなわち、死刑にしてしまいます。

フランツ・フォン・リストは、「最善の社会政策は、最良の刑事政策である」と言っています。つまり、「モグラたたき」のように犯罪をおかしてしまった人たちを、対症療法的に一人ひとり処罰するよりも、社会政策をきちんとすれば犯罪は減るはずだというのです。これはリストの『社会病理学』という本の中に書いてある一文なのですが、その数行前を見ると、「犯罪の温床であるところのプロレタリア階層にとって」と書いてある。要するに、犯罪は貧乏人が

おかすものなのです。金持ちは犯罪をおかさない。古典派の時代とは想定されている人間像が異なっている。古典派は、お金持ちを想定した刑法でした。これを先ほどお話した三角形の話しに擬えてみると、形而上学的な意味での三角形を想定して考えていたのだけれど、現実は二等辺三角形ばかりなので、二等辺三角形を想定して三角形を考える時代になったのだと思います。

つぎは、ヒットラーの時代。最悪の時代です。優生思想が支配され、犯罪をおかすような人は、人類の中で劣った因子を持っているヒトだということにされてしまいまい。例えば、ロマーナ(ジプシー)とか、ユダヤ人は、汚れた血をもっていると言われます。おかしな話しです。ヒットラーにもその汚れた血が流れていたのですけれど、それをこの世から排除しようとします。優生学的の劣った人たちを改善するには、労働を以て改善すればよい。ポーランドのビルケナウ強制収容所の門には「労働は自由をもたらす(Arbeit macht frei)」という一文が掲げられています。それでも改善できないゲルマン民族の敵は、絶滅させてもやむを得ないということになります。

20世紀の世界は、こういう経験を共有しました。古典派から近代派への展開の延長線上にヒトラーが登場したこともあって、第二次大戦後の西ドイツでは古典派的発想が再び有力になっていきます。

戦後日本の通説的見解は、団藤重光の相対的応報刑論刑でした。思想的には、 リベラルな志向性をもった穏やかな保守ということになるでしょうか。人間は、 主体的な存在である。個人は、自らの行為を日々決定している。今日、宿題を やるか、それともさぼるかと考え、決意する。その肯定的な決意の集積が良好 な成績という結果をもたらす。日々の努力の成果が、今のその人間の人格に現 れている。反対に、サボるという決意を重ねてきたから、犯罪者に身をやつす ような人格になってしまったのだと考えます。行為時における人格に責任の根 拠を求め、そのような人格を形成してきた責任も当該個人が負うことになりま す。人格責任論です。今ある人格を形成してきたことについても責任を負いな さいっていう考え方です。団藤先生にお会いしてみると、やはり立派な方なの ですね。きっと、サボることなどなかったのだろうと思います。

団藤先生は、「犯罪行為は、行為者人格の主体的な現実化だ」とおっしゃいました。若い頃、何度も読んだんですが、何を言っているのかよく分からなかっ

た。最近、すこし分かるようになりました。僕は、お酒が好きです。58歳になったいまでも、若い頃からこれは変わらない。二日酔いの朝などは、今日は酒飲むのを止めておこうと思うのだけど、夕方になって、暗くなってくると、なんとなくビールを飲んでしまう。これは、僕の意思がやっている行為ではないんですね。僕の人格の主体的現実化です。こういう人格がなんです。困った人です。こういう困った人がやった行為が犯罪です。刑法は、この人格を規範的な観点から非難する。「君は、もっと違う人格を形成することができたのに、野放図な生活をして犯罪をするような人格してしまった。だから、ダメなのだ」ということになります。

普通の人格をもった人ならビールに手を出さないでいられるはずだ。明日は健康診断。でも、飲んでしまうんです。 γ ?GTP の数値を気にしながら…。普通の人なら、検査の前の日にはビールなんか飲まないでいられるものなのに、飲んでしまったところが批判される。「普通の人ならできたのに、それを逸脱したから怒られる」という理屈です。そこで、その非難の印として刑罰を受ける義務がある。これが応報です。悪いことやったんだったら責任を取ってもらう。ただし、非難するだけではなくて、責任の枠組みの中で二度と悪いことしないですむような方策はないのかと、今度は功利的な観点から工夫するわけです。他の人たちが犯罪をおかさずにすむようにというのを一般予防、悪いことをしてしまった人がもうしないようにというのが特別(個別)予防です。応報の枠組みの中にあれやこれやの目的が入り込む、これが、団藤先生の懐の深さです。

団藤先生と違うタイプの先生が平野龍一です。平野先生は熊本県のご出身で、小学校のときに、お母様に「野球をやっていいでしょうか」って伺ったようです。そのときのお母さまの答えは、「成績が2番にならなければね」っておっしゃったという逸話があります。一生涯1番の方なのですね。そういう人たちから見ると、自分が1番であるのは1番だからなんです。2番の人は、2番だから2番。3番の人は3番なのです。つまり、人間の行為は状況によって決定される。状況は、複数の因子によって構成されています。人間の行為・函数F(x)は、 $\{a,b,c,d,e,f\cdots\}$ によって決定される。すべての因子が決まれば、行為F(x)は一つに決まるわけです。人間の行動は、計算できるという考え方です。

ただ、人間の認識には限界があるので、全ての要因を特定することはできない。そこで、「刑法の役割は何か」という観点からと、「刑罰を加えることによって犯罪を減らすこと」だといえる。そこで、刑罰を加えることで行為を抑止(コントロール)できる限りにおいて、刑法は人間の行為の決定に関わればよい。これを「抑止刑論」といいます。非常に現実的で、具体的な状況の下で、「こんなことをすると処罰されるから、止めておこう」と思うように刑罰政策を設えるというのです。「やわらかな決定論」と抑止刑論の組み合わせです。

団藤先生の相対的自由意志論と平野先生の柔らかな決定論は、結論的にはあまり大きな違いがないといわれ、刑法学ではこれ以降、自由意志についてほとんど議論しなくなりました。最近の教科書のほとんどは、刑法における自由意志論の問題はもう解決したかのように扱っています。本当は、もっと真剣に悩まなければいけない問題だと思います。面白い話ですから。

ところが、最近、どうも「人格」や「計算」では説明できない、フワフワした犯罪行為が目立つような気がします。「関係論的人間像」とでもいいましょうか。自分の人格形成に責任を負えるようなタイプではない人、打算や損得勘定で行為するようなタイプでもない人が、巻き込まれたような感じで犯罪をおかしている。「この人、何でこんな悪いことしたのだろう」と思うような人がいます。ある時とある場所で、偶々、条件が揃ってしまって犯罪をおかした人たちです。

こういう状況依存的な人間像というのが登場してくると、その行為の意味づけを、本人も十分認識分してないので、「君、何でこんなことやったの?」と聞いても答えが返ってこない。「こういう意味だったんじゃない?」というと、「そうかもしれません。」というような会話になる。行為への意味付与が外側から行われ、関係性の中で行為の意味が確定していくというような状況があります。行為に制裁を加えるとしても、伝統的な刑罰では十分対応できないのではないか、と思います。

3. 体系にはまりきらない体験 ~性犯罪者とは、どんな人たちか?~

- (1)古典派→不道徳な心をもった人
- (2)近代派→性的欲求や不道徳な環境に支配された人
- (3)ヒトラーの時代→邪悪な民族の敵対者として人
- (4)相対的自由意志論→欲求を抑えきれないかな人
- (5)柔らかな決定論→刑罰で効果的に抑止されていない人
- ⇒どうも「居住まい」の悪い現代日本の性犯罪者たち(=痴漢)

「最近の痴漢事件」

抑圧的体験→軽い鬱→日常からの逃避 →電車の中→どうにも止まらない →そんなに強い意志や欲望をもっているわけではない「状況依存的な人たち」

⇒(6)関係論的人間像

図3-3 体系にはまりきらない体験

例えば、性犯罪ですが(図 3-3)、直接、話してみるとマッチョで性欲旺盛なタイプではない。見るからにおとなしくて、しょぼんとしている。古典派の刑法理論では、性犯罪者は、背徳的な心を持った暴力的なイメージです。近代派では、生得的な染色体異常や不道徳な環境の中で育ったために、自らの力では性欲を抑えられずに性犯罪をおかす。ヒットラーの宿命論では、おそらく邪悪な民族の敵、常習犯ということになるのでしょう。相対的自由意志論なら、不埒な生き方の結果、欲求を抑えられない不道徳な人格のもち主でしょうし、柔らかな決定論だと、刑罰による抑止が機能しない治療的介入の必要な人ということになるのでしょうか。

日本独特の性犯罪である痴漢です。日本の大都市のように異常に混んだ満員 電車がない社会では、到底、存在し得ない犯罪形態です。自動車が主たる交通 機関である国では絶対にあり得ない。欧米の人と話していて「痴漢という性犯 罪がある」というと、「一体、何が面白くて痴漢するの?」と聞かれます。痴 漢行為をやる人の中には、よく話してみると、軽い鬱症状があって、精神的に 追い込まれるような状況に置かれると、日常性から逃避するため、換言すれば、 鬱状態から解放されるために痴漢行為をするような人がいます。しかし、痴漢 行為は被害者の人格を大きく傷つけることになります。

このような人には、いわゆる「認知行動療法」が有効なようです。混んだ電車に乗って、そばに女性がいると痴漢行為が抑制できなくなる。そのような状況を作らなければいいわけですから、混んだ電車に乗ることを止めることを提案します。ラッシュの時間を回避するために時差通勤をする。憂鬱なことがあったら、すぐに電話してくることにする。コントロールできる段階で危機状態を回避するテクニックを身につけるよう提案するわけです。

痴漢は、法的ダメージより、むしろ社会的ダメージは大きいともいえます。 何年も勤めた会社を懲戒免職になり、退職金ももらえない。迷惑防止条例違反 の場合は、示談になれば起訴猶予になることもあります。起訴されても執行猶 予の場合が多い。累犯でなければ、なかなか実刑にはなりません。

刑法思想と人間科学の関係についていえば、刑法学は、いわば一方的に、心理学を「つまみ食い」してきた(図 3-4)。例えば、ベッカリーアは、『犯罪と刑罰』の中で死刑に反対しています。その理由は、悪いことをした人がいたら、死刑にするよりも終身刑にして、人びとの見えるところで労働を強制しろというのです。そうすれば、側を通った人が、「悪いことするとああやって働かされるのだ」ということを学ぶ。一般予防効果が期待できるというのです。

4. 刑法思想と人間科学(心理学)

- 刑法思想(犯罪学・犯罪論・刑罰論)」↑ 」
- 人間科学(心理学)
- 人間像を支える経験(共通の体験)としての犯罪
- ⇒犯罪理論の形成と体系化(=パラダイムの構築)
- ⇒犯罪理論体系の応用場面としての理論の適用 (=パラダイムの実用)
- ⇒説明できない体験の出現
- ⇒共有化される説明困難事例
- ⇒パラダイムの転換

図 3-4 共謀共同正犯論

これを敷衍したのが、ジェレミー・ベンサムの『刑事立法論』です。ベンサムという人は、かなり偏った性格の人だったようで、ベッカリーアの『犯罪と刑罰』を読んで、「俺ならもっと徹底して書くことができる」と言って、遂には、パノプティコンまで設計してしまいました。二人の考え方の基本には、当時は流行の「連想心理学」的な発想があったようです。ベンサムは「人間は偉い人間に触れると偉くなる」と考え、偉人の剥製を作って陳列し、若者たちがこれに接することで教育効果を高めることを構想しました。そこで、「隗より始めよ」ということらしく、死後に自分の剥製を作らせて、ロンドン大学に陳列させました。ところが、学生たちが、頭だけ持って行ってサッカーボールの代わりにしたそうで、現在は、頭だけは?人形になっていると聞きました。これも、ベッカリーアから発想を得たようで、その基礎には、連想心理学の「つまみ食い」があるといえるでしょう。

このように、刑法学は、ベッカリーアやベンサムの影響によって犯罪に対す

る見方を大きく転換することになりました。それが一個人の思いつきのレベル であれば大した影響はないのですが、「つまみ食い」が「パラダイムの転換」 にまでなってしまうと大変です。

ある発想が社会的に認知されるまでのプロセスは、きわめて状況依存的で、 偶然的な要素に支配されています。刑法学の理論形成にとって、どのような人 間像を想定するかということは、きわめて重要な問題です。アナクロニズムに 陥って「優勢学的・宿命論的人間観」から出発して刑法理論を創り上げてしま うような失敗を繰返してはいけないと思います。

気をつけなければいけないことは、私たちの理論の前提となっている人間像が、必ずしも人間科学の発展の最先端にいるとは限らないということです。先程のサトウ先生のお話に引きつけて言えば、刑法学と人間科学は、学問として、ディシプリンとしてきちんとお付き合いすることが大切だと思います。

まとめ 犯罪論は、心理学をつまみ食いしてきた? 生産的な科学間交流とはどのようなものか? 法と人間科学のパラダイムの交流は可能か?

図 3-5 まとめ

まとめです(図 3-5)。犯罪学・刑法学は、申し訳ないことに、これまで心理学を「つまみ食い」してきました。学問間の生産的な交流を形成していくためには、分断を前提とした交流ではなく、共通の人間像を前提とした新たなディシプリンを創ることが必要だと思います。「法と人間科学のパラダイムの交流」これが私たちの課題だと思います。

山崎 石塚先生、どうもありがとうございました。

これで第1部を終了させていただきます。今から10分ほど休憩をはさみまして、第2部のほうに移らせていただきます。質問票にご記入いただいた皆様は、挙手をお願いいたします。

第二部 現代から未来へ:近年の接点からの展望

山崎 それでは、第2部、「現在から未来へ:近年の接点からの展望」を開始いたします。第2部では、唐沢かおり先生、指宿信先生にご登壇いただき、「法と人間科学」が必要であることについてお話しいただきます。最初にご登壇いただきます、唐沢かおり先生のご専門は、自己や他者、他集団、社会的な出来事などに関する情報処理のメカニズムを検討する社会的認知でいらっしゃいます。裁判制度の開始が法と人間科学にどのようなテーマを突きつけているのか、また、それを心理学がどのように扱うかについて、お話しいただきます。唐沢先生よろしくお願いします。

「法と人間科学」の構築にむけて 裁判員裁判の可能性

唐沢かおり 東京大学人文社会系研究科

1

図 4-1 「法と人間科学」の構築にむけて

唐沢 東京大学の唐沢と申します。よろしくお願いします。ただいまご紹介いただきましたように、私は社会心理学者ですが、その立場から、法と人間科学

という領域の構築をどのように考えることができるかということを、主に、裁判員の判断という問題を手掛かりに考えていきたいと思います(図 4-1)。

ここにおられる方々にとっては今更ながらの話ではありますが、確認を兼ねて、裁判員制度について少し振り返ってみたいと思います(図 4-2)。これは2009年から開始された制度であり、特定事件の刑事裁判が対象となっていますから、裁判員の方々は重い判断を行うことになります。また、参加するのは無作為に選ばれた市民であり、6名の裁判員が、3名の職業裁判官という専門家がいる場面で、合議で判断を行います(図 4-3)。裁判員は、公判に出席し、協議・評決・判決の宣告という裁判のプロセスにかかわります。

裁判員制度の開始

- 2009年5月~
- 特定事件(死刑または無期懲役が含まれる 罪や、故意により被害者を死亡させた罪: e.g., 殺人や傷害致死)の刑事裁判が対象
- 参加するのは、管内から無作為にえらばれた 20歳~70歳の市民

図 4-2 裁判員制度の開始

参加する手続き

- 6名の裁判員が職業裁判官3名と共に次の手 続きに参加
- 公判の出席:証拠書類の取り調べ、証人や被告人への質問
- 評議・評決:被告人が有罪か無罪か、量刑に ついての判断
- ・ 判決の宣告:裁判長が宣告する場に同席

図 4-3 参加する手続き

裁判員制度の目的・ねらい

- 法務省(2006)
- 市民の感覚や視点を裁判に取り入れる
- 裁判員法第1条
- 司法に対する国民理解の増進と信頼の向上
- 最高裁キャッチフレーズ
- •「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します」

図 4-4 裁判員制度の目的・ねらい

問題となること

- 市民感覚の判断とは?
- 国民が納得し信頼する判断結果・制度とは?
- 他者に対する重い判断を、社会的制度の中で合議で行う
 - 複雑で自我関与の高い社会的判断が制度の中でどのように展開されるのかが問いとなる
 - 「正解のある認知課題」ではない⇒「どうあるべき か」も含む議論が必要

図 4-5 問題となること

導入された目的についてみてみますと、例えば、法務省では「市民の感覚や視点」という言葉が使われておりますし、裁判員法の第1条には、「国民の理解の増進や信頼の向上」という表現が用いられています(図 4-4)。また、最高裁のホームページの記載には、「私の視点、私の感覚、私の言葉」という言葉が使われ、裁判員制度の目的や狙いが説明されています。では、このような裁判員制度、また期待される裁判員の判断について、社会心理学がどのようにかかわることができるのか、さらには、法と人間科学という領域の構築にどうつながるのか。これらが考えるべき問題となります。

私は社会心理学の中でも、社会的な判断の特性を研究しておりますが、その 立場からは、市民感覚の判断という言葉が気になります(図 4-5)。市民感覚の判断とは一体何なのかということです。たとえば、市民感覚じゃない判断があり、それに対して市民感覚の判断というものがあり、後者のほうが大事ですよという話なのでしょうか。それも少し変な気がします。いずれにせよ、市民感覚の 判断が何者かをはっきりさせる必要があります。裁判員制度のもとでは、先ほ

どお話ししたように、他者に対する重い判断を、定められたルールのもと合議で行うわけです。これは、多様な情報を勘案しつつ、複雑な判断、自我関与が高い、つまり、判断者自身が十分にコミットすることが求められる判断を要求していることになります。また正解があるものではございませんので、どう判断するべきかという問いに、常に悩まされつつ判断を行わねばならないわけです。

判断バイアスに対する懸念

「市民感覚」とは「判断バイアス」を排除したうえ に成り立つのか?

「判断バイアス」に対して、被害者、被告人、国 民は理解を示すのか?

「重い」判断を「正しく」行うという裁判員の重圧

図 4-6 判断バイアスに対する懸念

このような特性を踏まえますと、市民感覚による判断と正しさとの関係、つまり判断バイアスの問題が、研究課題として浮かび上がってくることになります(図 4-6)。市民感覚に関する期待とは、最高裁のホームページに記載されているとおり、制度の導入により、国民の理解が深まる、司法が身近なものになり、信頼が高まるということです。しかし、多くの研究が明らかにしているように、私たちの判断は、様々な要因に影響され、ゆがみます。たとえば、事件と関係のない情報に量刑が影響されたり、集団討議で同調行動が起こってしまうなどです。

判断バイアスの議論の際、理性的・冷静な判断に対する期待、また、それがなされないことへの懸念が、一つの具体的な問題となってきます。例えば、被害者参加制度をめぐっての議論では、被害者の方の発言が、裁判員の情緒に働きかけて、結果として判断がゆがむという懸念が表明されています。裁判員として参加している人はプロではない、法律の専門家ではない。したがって、被害者の感情的な発言や、情緒に訴える発言に量刑判断が影響されて、重い刑が科されてしまう可能性に対する懸念です。しかし、このような問題を巡っては、裁判員の判断が本当に影響されるのか、また影響されるとしたら、影響の方向は刑を重くする方向に行くのか、それとも、その逆なのか、また、どのような要因が関与するのかを実証的に検討することが必要となります。裁判で提示される情報、裁判員の個人要因、被告人の要因、被害者の要因など、多様な要因に着目して研究を進めていくべきでしょう。

裁判員の判断をめぐる直近の課題 @心理学

- ・ 裁判員の判断特性は?
 - 判断に影響を及ぼすと思われる要因の検討
- 関与する人々(裁判員、被害者、被告人)はどう 考えるのか?
 - 制度評価の規定要因
- ・ 裁判官と合議で行うことの結果は?
 - 個人の判断と、合議制・専門家の存在という要因との 関連
- 裁判員としての市民教育とケアは?

図 4-7 裁判員の判断をめぐる直近の課題

また、判断バイアスに対する懸念がある一方で、市民感覚を重視するという ことになりますと、日常の私たち市民の判断が、そもそも理性的になされない 場合も多いことが問題となります。市民感覚に基づく判断において、判断バイアスが不可避であるとしたとき、それを排除することが本当の市民感覚に基づく判断となりえるのかという問題です。また、その際、判断バイアスというものを、被害者や被告人、国民が受容し、理解を示すのかという疑問も出てきます。社会心理学が他の領域と連携して議論すべき課題がこのようなところでも、見えてくるのではと思います。

判断バイアス以外の研究テーマとしましては、制度に対する評価や、裁判 員教育の効果の研究も社会心理学者が検討すべきものとしてあげられます(図 4-7)。前者に関する研究は、私と共同研究を行っている大学院生とともに調べ てみましたが、あまり行われていないというのが現状のようです。少ない例の 一つとして、最高裁のホームページにもアップされている裁判員等経験者への アンケートというものがございます。これは皆さんもごらんになることができ るものです。みてみますと、参加経験をポジティブに評価していることがわか るのですが、その具体的な内容の構造の分類や、評価の規定要因などの検討が 待たれるところです。制度評価は、制度の諸側面を、制度にかかわる様々な立 場の人の視点から明らかにしていくことが重要です。現在、私たちの研究チー ムは、被害者の方々へのインタビューをもとに、被害者参加制度の評価を検討 することを行っています。ただ、実際に裁判に携わった人たちを対象にした研 究は、協力してくださる方へのアクセスという問題もあり、数が少ないという のが現状でしょう。また、裁判員教育に関する研究は、事件関連の情報理解に 関するものなどがございます。情報理解に関する認知心理学の知見を応用した ものとして位置付けられますが、断片的な知見を今後、体系的な議論へとつな げていることが課題ではないでしょうか。

また、これらに加えて、裁判員として裁判に参加することのストレスという問題も重要です。守秘義務に由来するプレッシャーや、事件に関する生々しい情報を見せられた時のショック、判決を下すこと自体に伴う重圧などです。このような問題は、自分自身が裁判員という立場におかれたときのことを考えると、いっそう、その重みが感じられるところです。裁判員として参加することのストレスということについては、裁判員として参加した人の後のケアの在り方を検討することも考えていく必要があるでしょう。

以上、社会心理学者が取り組むことができる課題を指摘してきましたが、現場で実務に携わっておられる方からはこれらとは異なる期待があるかもしれません。そのような課題を発掘し、社会心理学が検討可能な研究の問いの形に落とし込むことを協同しつつ進めることが、法と人間科学という領域のもと協同を進めることの大きな意義の一つと考えています。

さて、ここまで、社会心理学者が行いうる研究について述べてきましたが、次に、研究が出会う困難についてお話したいと思います。困難への対応もまた、複数の研究領域と実務の現場が力を合わせて行うべきところになります。

研究がであう困難1

- 方法論的困難
- 実際の裁判を模した場面設定の困難
 - 合議、裁判官の存在の影響
- 研究協力者を得ることの困難
 - 被害者、被告人の立場からどう評価するのか?

研究のリソースという点から、領域を越えた 協力体制が必要

図 4-8 研究がであう困難 1

一つ目は方法論的な困難です(図 4-8)。私たちが行う研究では、実際の裁判を完全に模した場面の設定がなかなかできません。刺激の統制や研究協力者を一定数集める必要上、シナリオを用いた研究、また、画像・ビデオを見せて判断を求める研究が多くなります。合議を扱おうとすると、単独の判断を問題にするよりも、研究協力者を集めることが困難になりますし、裁判官の存在の影

52

響の検討ということになると、これは、さらに困難な課題になります。実際に合議を行わせたり、専門家がそこに存在したりなど、現実の裁判場面をシミュレートした検討には、なかなか至らないのが現状です。

ただ、これは基本的に、研究リソースの問題という側面が大きいかと思いますので、だとするなら、領域を越えた協力体制を組み立てて、その必要を満たすよう努力するしかありません。現実場面をシミュレートした研究が理想かどうかは、もちろん議論の余地があります。現実をそのままではなく、そのエッセンスを実験場面に持ち込むということが、社会心理学を科学的にしているという側面がもちろんあるのです。特定の要因の影響を厳密に検討する際には、余分な要因を排除したほうが、明確な知見が得られます。しかし、現実の裁判場面を模したときの判断を検討する必要があるというのであるなら、領域を越えた協力の体制というのが、どうしても求められるところではないかと思います。

研究がであう困難2

- 認識論的困難
- 何が「ただすべき」バイアスなのか?
 - バイアスに付与される一定の合理性
 - ・ バイアス修正の困難さ
- どのような評価を目指すべきなのか?
- 裁判員に対する教育的介入はどこまで妥当 化されえるのか

「べき」論を構築するために領域をまたいだ議論が必要

図 4-9 研究がであう困難 2

53

二つ目の困難は認識論的な困難です(図 4-9)。これは、「べき論」の問題と言い換えることもできます。先ほど判断バイアスの話をしましたが、バイアスは良くない、バイアスのない判断が良い、というのが、世間一般の理解だと思います。一方、心理学者は、バイアスを、望ましくないもの、排除すべきものだというように、必ずしもとらえていません。むしろ、私たちの心の仕組みが、判断バイアスを必然的に生み出すのであり、バイアスは、人間の環境適応の結果のあらわれでもあるという議論を行います。

例えば、道徳的な判断を考えてみます。これは裁判場面では重要な判断であり、理性的で慎重な判断への要請も強いかと思います。しかし、現在の道徳的判断の研究では、私たちの道徳的判断が、たぶんに直感的であることや、感情的な反応が先行し、それに影響されることが議論されています。しかも、そのような、いわば非合理的に思える過程は、進化的な視点から合理的であり、社会生活への適応の結果であるということがいわれています。だとすると、一体何が正すべきバイアスなのかに関する議論が、大変、難しくなります。また、バイアスを正すべきだとしたとしても、どちらの方向にどのくらい修正したらよいのかに答えることは困難です。実験室での判断のように、正解が設定された課題を使うなら、その答えが得られるのでしょうが、現実の社会的場面で、私の判断がどの程度のバイアスを持つのかは評価不可能です。どう判断するのが正しいのか、また間違っているとした場合、どう正すのが望ましいのかがわからないのです。

この、何が正しいのかという問題は、裁判員制度そのものについてもいえることでしょう。これを、よりよい制度であると評価されるように改善しようということがあったとして、具体的に、何を目指したらいいのでしょうか。多数の国民が良いと言えばよいのか。つまり、多数決でよいのか、それとも、専門家と呼ばれる人が、どこかで規範的な理論を提起しており、それに向かって進むべきなのか、また、裁判員に対する教育的な介入として、どこまでが妥当なのか、というようなことです。市民感覚というならば、専門家の規範に従うように裁判員を教育すること自体が、望ましくないということになってしまうかもしれません。これら「どうすべきか」という問題に立ち向かうためには、異なる立場を持つ領域が、議論を重ねることが重要になってくると思っております。

3つのアプローチ

- 記述的研究
 - 現象の解明を目指したアプローチ
 - 例: 判断の規定要因は何か?
- 規範的研究
 - どうあるべきかを示すことを目指すアプローチ
 - 例:判断はどうあるべきか?
- 処方的研究
 - 問題を解決したり、現場をより良くすることを目指すア プローチ
 - 例:あるべき判断に近づけるためにはどうするべきか

図 4-10 3 つのアプローチ

最後に実務と基礎研究とのかかわりを考える上で、三つの研究アプローチについて述べたいと思います(図4-10)。一つめは科学研究としてのアプローチで、現象に関連する要因の解明や因果関係の特定等を目指すものです。例えば、裁判場面での判断の規定要因は何かを実験等により検討するものです。二つ目は、規範的な研究です。これは、裁判における判断はどうあるべきかなど、ものごとのあるべき姿を論じるものです。三つめは、処方的な研究と呼ぶものです。これは、問題を解決したり、現場をよりよいものにするための知見の産出を目指す研究アプローチです。例えば、裁判場面でのあるべき判断の方向が、規範的な研究から定まってきたとするならば、それに近づけるためにどのようにしたらよいかを考えるためのものです。法と人間科学という領域の目的を考えると、この処方的な研究へと行きつくことが必要なのではと思います。

処方的研究を目指して

- 裁判員裁判という「現場」をどのようなものとして構築していくのか?
 - 「現場の要請」に従っているなら、ただの「ノウハウ」の提供→「相談相手」としての役割のみ?
- ・現象の正しい記述
 - 科学としての専門性が持つクオリティ
- べき論を健全に進める
 - 議論の多様性(参加者、視点、ディシプリン...)

図 4-11 処方的研究を目指して

先ほど仲先生も社会実装ということをおっしゃいました。社会の中に研究知見を還元していくということは、現場をどう構築するかという問題でもあります(図 4-11)。その際、研究者が、単純に現場の要請に従って、求められる知見を都合よく提供するだけの存在となってしまうのは、もちろん望ましくないと思います。私たちは、まずは現象を正しく記述し、科学としての専門性を背景に、たとえ現場にとっては都合が悪い知見でも、提出していく必要があるわけです。それと同時に、問題の現場との密接な相互作用を基盤にして、べき論を健全に進めることにも参画することが求められるかと思います。

べき論を健全に進めることが難しいというのは多くの方が実感しておられるかと思います。一つの対応方策としては、多様性を保証しつつ議論を進めるということではないでしょうか。特定の何かに偏らず、さまざまなディシプリンに属する人が、専門性を背負って、議論に参加するということです。そのためには、現場の要望を満たすためという志向性だけではなく、現場の現象に研究者が積極的にコミットし、議論を精緻化し、社会に訴えかけていくという姿勢も必要となってくるのではないでしょうか。

知の総合化に向けて

- 現在の現象を「よりよい現象」につなげるために
 - 既存の研究領域は、固有の問題設定や方法論を持 ち、それに依存した知見を生み出す
 - 「より良い」「あるべき」を目指すためには、記述的知見と規範的議論を交換、評価、総合化するフィールドが必要
- 学問領域=知見を交換し体系化する場の創出
 - 研究者がそこにidentityを見出すことによりコミットメントが生まれ、学問的entityとして訴えかける力が生まれる
 - 生まれたばかりの「裁判員裁判」という制度は、そのような領域構築の一つのきっかけとして作用するのではないか?

図 4-12 知の総合化に向けて

そこで求められることは、「知の総合化」という言葉で表現できるかもしれません(図 4-12)。特定の既存の研究領域がもつ固定観念や方法論のみから生まれる知見に依拠するのではなく、多様な立場からの科学的知見と規範的な議論を交換し、評価し総合していく場が必要です。そのような場は、新しい学問領域として認めることができるのではないでしょうか。そもそも、学問領域とは、共通の問題意識の元、知見を交換し、体系化する場なのですから。そこに研究者が、自らのアイデンティティーを見いだし、コミットしてく場を創出すること自体が、社会に対して訴えていく力をも作ると考えています。例えば学会は、それが制度化されたものです。この研究プロジェクトも、そのような場の一つであり、それをいかに育てていくのかが重要な課題になるのではと考えています。

山崎 唐沢先生、どうもありがとうございました。

続きまして、指宿信先生にご登壇いただきます。指宿先生のご専門は、刑事 訴訟法でいらっしゃいます。司法臨床・加害者臨床が話題になっている現在、 法学がどのようにこれらを扱うかについて、お話しいただきます。指宿先生よ ろしくお願いいたします。

指宿 はい。成城大学の指宿です。私の専門は、法学、刑事訴訟法学なので、その立場からお話をさせていただきます。唐沢先生のお話が、学問の立場から法と人間科学というものを取り扱われたので、私のほうからは、法と人間科学の一つの具体的なフィールドとして、「治療的司法」という概念についてお話させていただきます。これは、目新しい言葉だろうと思います。法学の世界の人たちにも、ほとんどなじみがない。今日の出回っている標準的な刑事政策学の教科書等を見ても、この治療的司法という見出しや章は全くないですね。非常に新しいものです。一体それはどういうものなのかということと、それと法と人間科学がどういうふうにつながるのかという話をさせていただきたいと思います。

治療的司法というのは、英語では、「Therapeutic Jurisprudence」といい、これ が TJ というふうによく略されて呼ばれています。1980 年代にアメリカのアリゾナ 大学(当時)のデビッド・ヴェクスラー教授と、マイアミ大学のブルース・ウィニック 教授が提唱者となって生まれてきた新しい司法観、司法哲学です。その中身は、行 動科学の知見に基づいて、法適用に関わる心理的・情緒的な側面に着目して、法 過程や司法過程を社会的メカニズムの一つと理解する考え方であり、法学者の方々 にとっては、先ほどの石塚先生のお話にあったような、新派の考え方に非常によく 似た発想に立っていると思われます。こうした考え方によって、犯罪者、犯罪を犯 してしまった人、あるいは少年であれば非行を犯してしまった者が抱える問題を解 決することによって、再び犯罪を犯さないように働きかける。介入的で治療的な発 想に基づくので、セラピューティック(治療)という言葉が使われるようになりました。 すでに欧米諸国では、こうした考え方に立って、裁判所に具体的なプログラ ムが実装されています。実装されているプログラムのことを、プロブレム・ソ ルビング・コート、問題解決型裁判所とか、トリートメント・コート、治療的 裁判所というふうに呼ぶことがあります。具体的には、薬物事犯の犯罪者を専 門に扱うドラッグ・コートとか、DV の加害者を専門に扱う DV コート、精神

障害者を専門に扱うメンタルヘルス・コートというように、個別の問題に即したプログラムが作られています。数的に最も普及しているのはドラッグ・コートと呼ばれるもので、全米では 2,600 か所以上あるとされています。世界的にどれぐらいあるかという統計は、私が探した限りでは見つかりませんでした。日々、旧来型の裁判所に代わってこういった問題解決型のプログラムは各国で導入が進んでいると言えると思います。

治療的司法の発想は、その治療プログラムを強制するのではなく、あくまで被疑者・被告人が同意し、その承諾に基づいて、自らこのプログラムに参加するということを意思表示した場合に、抱える問題を解決するプログラムに参加していくということになります。薬物中毒の場合であれば、離脱のためのプログラムです。このプログラムに参加することによって刑罰を回避し、一定期間このプログラムに加わったあと、社会復帰を目指します。矯正施設には行かないということが、完成形として予定されているわけです。治療プログラムに失敗すると、刑罰が待っているというのが一般的です。

このプログラムに関与している人はどういう人かというと、まさに法と人間科学の実践の場でありまして、法律関係者だけではありません。裁判官、検察官、弁護士というのは当然関わるとしても、精神科医であるとか、カウンセラー、ソーシャルワーカー、そして、場合によっては家族や保護者といった人たちが関わっていく。その関わり方はプログラムや国によってまちまちですけれども、われわれが今の日本の裁判所で持っているような司法のイメージからは、懸け離れるでしょう。法学の知見、考え方と、人間科学、心理学であるとか社会学、あるいは福祉の専門家が持っている知見を統合的に、問題を抱えた被疑者・被告人の問題解決のために役立てていこうということを行っているというのが、治療的司法です。

こうした考え方は、伝統的な当事者主義的な裁判の考え、刑事裁判の考え方とは、非常に異なります。刑罰を求める検察官と、それを受けて立つ被告人、弁護人という対立の当事者がいて、その間に、中立的な判断者である裁判所に属する裁判官がいるという、三角形を図式的にはイメージできるような、当事者主義的な司法観ではありません。簡単に言ってしまうと、伝統的な当事者主義というのは刑罰を求めるわけですから、過去に行った犯罪という、社会契約説的に言うと契約に違反した、社会に迷惑をかけた、刑罰法令に触れるような

行為をした、その代償として刑罰を求めます。これは過去志向ですね。過去に行ったことに対するサンクションを与える。ところが、治療的司法というのは、二度と同じような過ちをしないためにはどうしたらいいか、法制度、あるいはその他の社会的なリソース、医療とか福祉とか、社会サービス、福祉サービスを使おうというのですから、未来志向だと言われています。

それぞれの考え方で求められる価値も異なり、当事者主義の考え方に立てば、 平等ということが非常に重要です。これは憲法でも要求されているわけですから、どの被疑者・被告人にとっても、同じような犯罪を犯したのだったら、同じような刑罰を受けなければならないということになります。これに対して、治療的司法の場合には、クライアントの抱えている問題に応じた解決法を与えるという、個別的な志向が強くなります。誰でも同じ処分を平等に与えるという考え方はとらない。こうした治療的司法を支えているのが、治療的法学、あるいは治療法学という学問だと考えていただければいいと思います。

再犯を犯さないようにするには刑罰をもって再犯予防を考えるというのが、いわゆる抑止刑の発想です。これは法律家的な発想です。ところが、刑務所から社会に出てきたら実際どうかというと、例えば職がない。あるいは、薬物にまた手を出してしまう。伝統的な当事者主義的司法観に立つと、そういった問題はそれぞれの領域で、例えば刑務所を出たあと行政のサービスの中で、あるいは医療のサービスの中で解決をしてください。法学の世界からはタッチしないですから、というように、消極的な考え方になると思います。治療的司法はそうではなくて、刑事司法の手続きの中で刑罰を与えるだけでは十分ではなくて、犯罪を犯した人が抱える問題を解決するところまで考えましょうという発想に立ち、先ほど述べたような関係者が集まるというのが、この治療的司法です。

アメリカでは非常にたくさんのドラッグ・コートがありますが、なぜアメリカでこれほどドラッグ・コートが広がったかというと、言うまでもなく薬物犯罪があまりにも多すぎるからです。ご存じのように、アメリカは陪審制を採っていますが、事実認定をするのは陪審員で刑罰を決めるのは専ら裁判官の仕事です。裁判員裁判とは違って、陪審の場合は、死刑判断を別にすると、量刑の場面ではほとんど市民が関与することはないわけです。むしろ量刑というのは、裁判官、プロの法律家がやる。彼らはどう感じるかというと、被告人に刑罰を

与えても与えても、どんどんまた法廷に帰ってくるわけです。刑罰の虚しさみ たいなものを感じている。実際に私が翻訳をしたカナダの裁判官も言っていま した。今日この法廷のドアを出ていった人は、あしたまた法廷のドアから入っ てくる。そういう仕事に、自分たちは疑問を持ちだしたと語っています。

わが国でも、市民が裁判員裁判の中で量刑に関わるようになってきて、この刑罰制度は、被告人にとってどういう効果があるんだろうかということについて疑問を持つようになってきました。先ほど言ったように、欧米諸国で裁判官たちが刑罰の効果に疑問を持つようになったことが治療的司法観が広がる一つの契機となったわけですけれども、わが国でも、裁判員裁判が始まることによって、国民が刑罰の効果に関心を抱くようになったと言えるでしょう。そのことが、わが国においても治療的司法の契機になるように思えます。社会制度として、公式のプログラムとして治療的司法の考え方に沿ったプログラムを導入する契機になっているのではないかと私は考えています。

今のところ、残念ながら公式にはまだ具体的になっていないわけですが、問題を 抱えた多くの被疑者・被告人、受刑者らが、刑事司法で問題を解決されないまま 放置されている状態について、実はそれぞれの立場、あるいは機関において、非 公式ながら取り組みは行われてきました。(詳しい内容については、指宿 2012 参照。)

例えば弁護士の中に、本来は自分の職務ではないけれども、自分の依頼者が立ち直るためにどういうものが必要か、どういう社会のリソースが必要かを考えた上で弁護活動しようと試みる人が現れました。被告人(依頼者)が必要とするサポートや援助を届けるような弁護活動をしようとされています。これは、「公正に資する刑事弁護」という考え方で、2012年に現代人文社から、奈良弁護士会でこの考え方を広めようとされた高野嘉雄先生の追悼論文集として出版されています。

刑務所で受刑者を処遇する人たちも、そのまま出所させるのはいけないということにようやく気がついてきて、最近、刑務所の中で、例えば薬物離脱のプログラムを導入するということが始まりましたし、出所後、職がないことが再犯の大きな契機となっていることから、法務省と厚労省が一昨年から協力を始めました。公式のプログラムが始まったわけです。もちろん、従来から矯正保護の機関が、出所者の支援というものを行ってきました。それぞれの限られたフィールドですけれども、役割を果たされていたわけですが、残念ながらこう

した支援を統合した再犯防止のための基本法というのが、まだわが国には存在 していません。犯罪者自身の自助努力や自分で頑張って立ち直るということだ けではなく、それぞれの段階やアクターによってばらばらになされている関係 者の努力を統合していくために、わが国でもこうした治療的司法の基本法と具 体的なプログラム作りが必要な時代になっているだろうと思います。

とはいえ、刑事訴訟法を開けてみると、第1条に、刑事手続きの目的について、「刑罰法令を迅速に適用する」と書かれています。法の文言からして、刑事訴訟法の世界では、被疑者・被告人を立ち直らせるということが法に盛り込まれていません。ただ、条文には盛り込まれていないんですけれども、例えば検察官が起訴するか不起訴にするかというような判断をするときには、実際には、この人は社会内で立ち直ることができるかどうかということが裁量の中にすでに組み込まれています。だから、刑事弁護人は、不起訴に対して働きかけます。例えば、「この依頼人は窃盗の癖がありますから、クレプトマニアの専門の病院で治療させたいんです」ということを検察官に伝えて、不起訴にもっていくようにするというようなことは、すでにもう行われています。これを、国家的な資源を使いながら、公式なプログラムに組み込んでいく時代に差しかかっているところだと思います。

けれども、これを先ほどの唐沢先生のお話に引きつけると、学問領域として、今、治療的司法を支える治療法学が確立しているかというと、わが国では、統合的なフィールドというものがまだ生まれていません。もちろん個別の取り組みというのはあります。例えば臨床心理の領域では、立命館大学の廣井亮一先生が、『司法臨床』とか『加害者臨床』という書籍を出されているところです。これは呼び方が違うんですけれども、司法を臨床の場として捉えて、再犯や再非行を食い止めるような場として研究を進めようとされています。この法と人間科学の中でも、ぜひ法学と心理学の方々が知見を出し合って、治療的司法を支えるような研究を進めていただきたいと望んでいるところです。ご静聴ありがとうございました。

山崎 指宿先生、どうもありがとうございました。

引用文献

指宿 信(2012): 指宿信「3.9 治療的司法」廣井亮一編『加害者臨床』日本評論社

指定討論

山崎 ここで、ご記入いただいた質問票を回収に上がりたいと思います。ご記入いただいた皆様は、挙手をお願いできますでしょうか。スタッフの皆さん、回収をお願いいたします。

続いて指定討論のほうに移らせていただきます。指定討論では、浜田先生、藤田先生にご登壇いただきます。最初にご登壇いただく浜田先生のご専門は、法心理学、発達心理学でいらっしゃいます。浜田先生、よろしくお願いいたします。

浜田 今、紹介いただきました浜田です。指定討論者として2人が選ばれているんですけども、打ち合わせのときの話によりますと、私はこの「法と心理学」あるいは「法と人間科学」の第1世代、発表していただいた方は第2世代、そしてもう1人の指定討論者である藤田さんは第3世代ということで、私が一番年寄り世代です。それで最初にコメントをするようにと求められました。第1世代という言い方も奇妙なんですが、それだけ私は年取ったということでしょうか。じっさい、見渡してみますと最年長に近い。その立場から言えば、サトウさんの言われる学融的な領域を立ち上げていくその土壌づくりの部分で、少しは仕事をしてきたかなという思いで、第1世代という命名に甘んじてお話をさせていただこうと思います。

サトウさんによりますと、法と心理学の接する領域は、1910年代に一つの 隆盛期を迎え、その後、少し沈滞した時期があったけれども、70年代にあら ためて盛んになったって話でしたけれども、考えてみますと、法の世界と心理 学の世界、あるいは人間科学の世界というのは、それぞれ別々に立てられては いますが、学問領域がそういうかたちで歴史的に分化してきたというだけで あって、人間の現象として見れば、もともとはきちっと分けられるものじゃな いわけです。法の現象も当然ながら人間の現象の一つとして見なきゃいけませ んし、人間の現象を捉える科学的な視点が適用されるべき領域の一つとして、 法の領域は最初からあったはずです。「学融」という言い方をするのは、「学粋」 ということがすでにそれぞれの分化の歴史の結果として前提になっているわけ で、その意味で言いますと、「学融」以前のところで、融合しなきゃいけないような「学粋」が分化してきているところに、そもそも問題があることを押さ えておかなければいけない。そういうことを思いながら聞いてました。

石塚さんのまとめ方によりますと、法というのは規範学であり、人間科学、あるいは心理学というのは事実学である。その双方がどういうかたちで連関するかということになりますけれども、現実というものは、実際上、それぞれが分化する以前のところにある。私なんかももともとは発達心理学ってことで、子どもの心理学からスタートしてるわけですけれども、その私が刑事事件の問題に関わることを求められて、法の世界に首を突っ込むことになったときは、やはり外部の人間が外から首を突っ込むという、そういう意識に、当初はなっていたんです。でも、現実は本来一つのもので、それを見る目が分化して、結果的に独立した領域を歴史的に形成してきたわけで、その結果として私が外部の人間として法の問題に立ち入るという意識になっているということではないかと思います。

法と人間科学を、はっきり分かれた領域として、そこからスタートして考えると、法の現象を考えるための基礎学として人間科学を設定し、人間科学の適用されるべき対象として法の現象があるというふうな整理のしかたになるわけで、その結果として、仲さんによれば、基礎的研究を人間科学のほうでやってもなかなか実務に反映しないというようなことになりますし、石塚さんによれば、法の世界の人間は、人間科学の知見をつまみ食い的に利用してたということになる。でも、そこのところは本来は一つのものとして理解して、その一つのものであるべきところを、どういう視点の絡み合わせによって学融的なものとして取り戻すのかという問題意識でもって考えていかなきゃいけないのではないかなと、私自身は思ってます。

私は、先ほど言いましたように、子どもの心理学をやってきた人間として、子どもの関わった裁判事例に関与したのが最初のスタートでしたが、その後、子どもの関わらない、大人の事件、とりわけ冤罪主張の事件に関与して、事実認定の問題を心理学的にどう考えるかというところで仕事をしてきました。具体的に言えば、最初、私は、甲山事件という知的障害の子どもの目撃供述が問題になった事件に関与するところから始まったわけですけども、実際にそうい

う現実の出来事に出会ってみると、単にそれまで勉強してきた心理学的な知見を当てはめたら済むというようなものじゃなくて、あらためて心理学的な枠組みを振り返って、それを組み直すかたちでしか、現実には対応できない。そのことを突きつけられたと感じています。

その意味で、基礎研究を積み上げていって、それを最終的に現場に当てはめるというようなことじゃなくて、現場とのつきあいのなかから、心理学的な見方をもう一度捉えなおす、あるいは、人間科学的な見方をもう一度見直すというような視点が必要になる。仲さんも、外から見る限りは、もともと基礎研究から始めたんじゃなくて、現場の問題を突きつけられるなかで今のような基礎研究に立ち入ることになったということではないかと思います。ですから、基礎研究を追究していけばその延長上で実務に出会って、それに対応できるという話でなくて、現実の問題に出会うなかで、はじめて心理学的、あるいは人間科学的な研究のこれまでの歴史的な制約に気づいて、それをどうやって乗り越えていくのかが問題になるんじゃないかなという気がしてます。

私が甲山事件で出会った例でお話ししてみます。たとえばいわゆる法の規範といえば、石塚さんが「三角形とはどんなものか」といったときの規範に近いものですけども、サトウさんの話のなかに出てきたキャッテルなんかが「1週間前の出来事さえも私たちは覚えていない」と言うのは、これは事実としてそうだということです。ところが、実際に裁判に用いられる供述調書なんかを見ますと、1週間前のことなんか当然覚えてるっていう前提で聴取されている。それが当然の規範、ある種の人間の規範、ルールであるかのように扱われている。甲山事件の場合であれば、事件から3年後に新たな目撃供述が出てくるんですが、そのなかで3年前の夕食のメニューを語らせるっていうようなことを平然とやるわけですね。捜査官は、そのことのおかしさに全然気がついていない。3年前の食事なんか思い出せるはずがないにもかかわらず、それを言わせようとして、またそれを求められた目撃者がそれを語ってしまう。そういうことが起こるわけですね。しかも、それが法廷で「おかしい」と言われずに通用してしまう。

あるいは虚偽自白の問題なんかでも、実際の虚偽自白を裁判官はなかなか見 抜けない。なぜかと言うと、裁判官は虚偽自白が事実としてどういうものかを 知らないし、またどういうものであるかということを事実に即して考えようとしていない。ですから、自白内容が客観的な証拠とか状況と合致していれば、それだけで信用性があるというふうに判断してしまう。ところが、虚偽自白の心理を事実として見ていきますと、やってない人間が苦しくなって「私がやりました」と言ってしまえば、そこからはどのようにやったかを聞かれますから、そこのところではもう突きつけられた証拠を勘案しながら、もし自分が犯人だとすればどういうふうにやっただろうかっていうことを、いわば想像して語らざるをえないわけです。そうすれば、結果的に、突きつけられた客観的証拠・状況と合致する自白におのずとなる。従って、客観的事実と合致する自白が出てきたから信用性があるというのが、法の世界では常識化された規範といいますか、物事を考える上でのルールになっていますが、それでは事実の認定を誤ってしまいます。法の実務でこうしたルールがそのまま無反省に使われていることに対して、心理学者が、それを一つの人間の判断の現象としてどうやって見直していくのか。そういうことも、人間科学の研究として扱っていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですね。

そういうふうに見ていきますと、「学融」ということをあらためて言わざるをえない「学粋」状況があることを踏まえたうえで、学が分化してしまっているこの現実を、もとの一つに引き戻して捉えていくという領域として、法と人間科学という新しい領域を組み直す必要があるんじゃないかと感じています。私は刑事の問題で主としてやってきましたけども、民事・家事についても同じだろうと思います。争いという現象をどう判断し、それに対してどういう処遇をするのかを考えるなかで、法の視点と人間科学の視点をどのように組み直し、一つの現実として融合していくのかということが求められていますし、そういう現実の領域として、この学術的領域をあらためてイメージし直していくことがなければ、すでにでき上がってしまった法と心理学、ないし人間科学、そのそれぞれに制度化された領域のなかで、小さい研究テーマを重ねて業績を稼ぐみたいな話になってしまいかねない。そういう制度化への恐れを抱きながら、新たに学融的領域を広げていくことが必要じゃないかということを感じさせられました。以上です。

山崎 浜田先生、どうもありがとうございました。

続きまして、藤田先生にご登壇いただきます。藤田先生のご専門は、法と心 理学、法社会学でいらっしゃいます。藤田先生、よろしくお願いします。

藤田 関西大学社会学部の藤田と申します。このたびサトウ先生から「法と心理学の第3世代から」というテーマで指定討論をせよというお題を与えられました。非常に内容が豊富なシンポジウムなので、どういうふうに議論したらいいのかが分からず、未だ迷っております。いろいろと自分なりに修士課程の時から法と心理学に取り組んできたことを振り返ったりしつつ、コメントさせていただきたいと思います。

第3世代と言われて、「第3世代っていったい何だ?」という感じられるかと思います。この第3世代という言い方は、法と心理学をやっているサトウ先生、およびその研究者グループの独自の言い方でありまして、日本におけるこの分野に取り組んでいる人を大ざっぱに年代別に分け、便宜的に呼んでいるものです。上に「第0世代」と書いてありますが、第1世代からまいりますと、1970年代以降、浜田先生などを中心として行われてきた供述分析。それから、その基盤になっている発達心理学を法の分野に応用するという研究。これが、現実の要請から、つまり実際に困っておられる法律家の方からの要請によって始まったというのが、第1世代の活躍の始まりです。

第2世代は、そのあとの世代です。領域代表の仲先生と同世代の先生方でありまして、この世代の先生方は、認知心理学などを応用した目撃証言。これが日本の中で法と心理学の研究がどんどん増えていった時代です。それで、第3世代というのに私が当たるということになるんですけども、20世紀の終わりか21世紀の初めぐらいから研究を始めて、21世紀になったぐらいのときに研究者になったという世代であります。第4世代はさらに僕の次の世代ということで、今、若手として活動していらっしゃる、大学院から研究者として就職したばかりのような方々の間の世代を第4世代と便宜的に申します。

こういうふうに便宜的に申し上げるんですけれども、サトウ先生の歴史のご紹介にあったとおり、第1世代の前に、実は第0世代というのがあったんじゃないか。それが、サトウ先生のおっしゃる黄金期ですね。20世紀初頭に法と心理学の黄金期というのがありまして、1970年代になるまでほとんどすっか

り忘れられていましたけれども、心理学者が法に関するテーマに実験的に取り組んだ時代がありました。ほとんど近代心理学の幕開けの時代ですね。ブントが実験心理学を始めたのと同じぐらいの時期から、法と心理学に関わるような実験研究というのが心理学でなされていて、そのあと 1910 年代ぐらいまで黄金期があった。そしてずっと忘れられていたんですが、日本でも 70 年代ぐらいから、冤罪などの現実の問題に取り組むことをきっかけにして、法と心理学が再び始まったのではないかと考えられます。このシンポジウムを主催している特定領域領域は、もちろん法と心理学ではなくて人間科学ですので、第1世代が始められた仕事は何かというと、法の判断および現実的な問題解決に対して、発達心理学、認知心理学という人間科学の知見を浜田先生のお話のように組み直して、単なる適用ではなくて、組み直して現実問題に適用していくという、真の応用科学が行われてきたということが言えます。

今、申し上げたことを大ざっぱにまとめますと、第0世代に当たる方々は、 西洋で言うとサトウ先生のおっしゃった方々のとおりなわけですけども、日本 で言うと、植松正という研究者がいらっしゃいました。この方は法学と心理学 の双方を修めて、法律の専門家として活躍された方です。この方も、実験心理 学の手法を用いた、今でも通用するような法と心理学研究をされています。そ のあとしばらく日本では忘れられていたんですけれども、第1世代として活躍 された先生方によって供述分析・個別事件が取り組まれ、そこでは発達心理学 が使われました。そして、第2世代の先生方を中心に目撃証言などの研究が勃 興しました。そこで応用された心理学は、認知心理学、発達心理学であります。 第3世代といいますか、私が裁判員制度に興味を持ったのは2000年ぐらい の話でありまして、当時は裁判員制度という言葉もまだなかった頃です。2000 年の終わりぐらいになって、司法制度改革審議会の審議の中で「裁判員制度と いう言葉を作ったらどうか」という提案がありまして、そこからこの制度の歴 史が始まりました。大体、2000年から2001年ぐらいでしょうか。この頃から 始まった法と心理学研究は、裁判員制度という新しい制度ができるらしいぞと いうことを中心にして、そうしたら、そこでは人間行動というのはどうなるん だという、人間科学的な興味から興隆してきた部分でありまして、ここに、こ れまで日本の法と心理学では応用されてこなかった分野としては社会心理学が

適用されるようになってきました。その後さらに控えているのが、私たちの後 に研究者になってきた世代と言えます。

この世代がそれぞれやったことを大ざっぱにまとめますと、第0世代は研究の開始です。まず、心理学を科学にして実験心理学を行った、そういう人たちが第0世代でありまして、研究の開始と言えます。そのあとしばらく忘れられていたわけですけれども、第1世代の方々によって、個別事件に対応するという形で研究が復活されてきたと言えます。そして、第2世代の方。さらに個別事件が広がってきて、応用される心理学の中身がどんどん広がってくる。それと同時に、第1世代と第2世代の方々の研究の積み重ねによって、そういう研究をする場を作らないといけないのではないかということが意識され、実際にそれが行われてきたということです。このあたりについては、唐沢先生のご発表になったとおりでありまして、研究者が集って意見交換できるフォーラムというのを、実際に整備するという活動が行われてきてました。最初に、福島大学行政社会学部における法と心理研究会などから活動が始まって、その活動が数年たって学会になったというところから、第1世代と第2世代の先生方によって研究基盤が作られてきました。

そして、私たち世代の時代は、幸いにして大学院生の時には法と心理学会ができました。学会があるっていうのはすごく社会的にはありがたいことで、その分野が学問分野として存在するということを、いちいち説明したり、証明したりしなくて済むっていうことですね。それから、同じ関心を持って、類似のデータを持っている人たちが集まって議論する場、情報を交換する場、お互いに学ぶ場があるということです。それはすごくありがたいことでありまして、それを作るのはすごく大変なことだったと思います。それがあることを前提にして、私たちは活動を始めている、つまり法と心理学が日本の社会に存在していることを前提に研究を始めることができました。

私たちもまだもうしばらく研究者をやるわけですけど、そのあとさらに第4世代に期待されるのは、真に融合的な研究、学融的な研究であります。サトウ先生の3層モデルでもそうですし、浜田先生の、「個別問題の解決というだけでは深いところまで行かないんだよ」というコメントにもありましたとおり、個別の研究から始めて深いところの基礎研究に至らないと、真の学問分野の基

盤は成立させられませんので、そこに至るまでの研究というのを、個別の事件とか個別の研究を重ねつつ、第4世代にやっていってほしいなと。私もやらなきゃいけないんですけど、やっていってほしいなというふうなことを考えております。

第3世代以降で可能なことは、いわば法と心理学のネイティブの人たちの誕生です。「ネイティブ法と心理学者」というのが誕生していくんじゃないか。マスコミなんかでは、「デジタルネイティブ」みたいな言葉がありまして、生まれた時から携帯電話もあるし、スマートフォンもある人たちというのは、そういう機器を扱うのが上手だという議論がありました。それと同じように、研究者になる前ですね。大学に入った時点ですでに「法と心理学」という分野が存在するというネイティブな人たちが、今後、法と心理学を担っていくことになります。それは、私が学部生だった20年前からすると驚異的なことでありまして、私が学部生だった頃には日本には影も形もなかった学問分野を、当然存在すると信じて疑わない学生たちが大量に大学に存在するようになります。時代も変わったなと思います。そういう分野が当然あるということを前提にした学生が大量に存在するようになりますと、そのあと研究者として育っていく過程で、法学と心理学の双方に関して修練を積むことが可能になってくると思います。

やはりそれ以前、法と心理学が存在しないというか、存在するのだかどうだかがよく分からない状態だと、法学または心理学のどちらかの分野で大学院を修了し、研究者として独り立ちするなどきちんとした専門家になって、それから法と心理学に進むということが普通でしたので、どちらかの分野については、なかなか修得する機会がなくて歯がゆいという方も多かったと思うんですけれども、今後、法と心理の双方に通じた人が増えるんではないかなと思います。このように大きなファンドをいただいたりすることで、心理学だけではない、人間科学的な研究が広まっていって、その結果、さらにこの分野の制度化が進んでいく。分野として当然存在して、その分野の基礎をなす理論もあるんだということが、認知されてくるんじゃないかというふうに思います。

ただし、そのように、そういう分野っていうのは当然あるんだというふうに 思われると、今度は、その分野の中で通用していること、過去に誰かがやった ことを真似して、少しだけ変えた研究がたくさん生産されることになります。 もちろん私も研究していると、いろいろな研究を調べてきて、この部分の変数 を変えたらどうなるんだろうということを疑問に思ったりして、そういう研究 がなくて困ったりするので、一部を変えた研究というのは大事なんですけれど も、それだけではなくダイナミックな研究が、今後も進んでいくといいなと思っ ております。

最後に申し上げるべきことは、おおよそ今まで申し上げたことでありまして、 一番下のところです。理論の低層まで深化した学問を実践していくというのが 必要であり、望まれるこの分野の未来だと思います。以上です。どうもありが とうございました。

山崎藤田先生、どうもありがとうございました。

山崎 お時間が少々ございますので、登壇者の先生方にはお並びいただきまして、皆様からのご質問にお答えいただきたいと思います。

サトウ先生、進行をよろしくお願いいたします。

サトウ 今日は、多くの方においでいただいて感謝しています。ありがとうございました。個別の質問は、申し訳ないんですけども、終わった後にでも個別の先生にしていただきたいと思います。いま、私からは、大きな意見を先生方にお伝えして、それに対する対応をしていただきたいと思います。先生方に少しずつしゃべっていただいて、最後の締めにしたいと思います。

まず、ご意見の披露から。一番大きなところでいくと、術語の整理が必要だということがあります。同じ言葉であっても、例えば「人格」みたいな言葉や「責任」という言葉ですが、それをそれぞれ違う分野で異なる意味で使っている感じがするので、しっかりと整理してほしいという要望があると感じました。また、私はトランスディシプリナリー、つまり学融ということを強調しましたが、それにくわえて、トランスプロフェッション、要するに、実務家と理論家、実務家と研究者というんですか、その融合が必要なのではないかという意見をいただきました。

次に質問を二つです。まず一つ目。現実問題に関わる学問である以上、現実な問題がある。それに学者が関わったとき(法学者でも心理学者でも)、そのときに、現場で望まれているようなことを言うほうが誠実であるというような考え方が存在すると思います。それ対して、何かを曖昧にするのは良くなくて、有用ではないことは有用でないと言っていかなければいけない、という立場もあると思います。誠実さを取るか、厳密性を取るかみたいな問題に対して、法と人間科学という領域はどういうふうに考えたらいいのかというようなことをお尋ねの方がいらっしゃいますので、その点についてお考えください。

もう一つ、今後の法科大学院(ロースクール)や人間科学の教育においてでもいいんですけど、この領域をどのように教育していけばいいのかという質問もいただいております。

この2点のうちのどちらかにお答えいただくことによって、登壇者のそれぞれの先生方の締めの言葉とさせていただきたいと思います。仲先生、よろしくお願いします。

仲 私は、最初のご質問、現場で望まれる知見は出していかなければならない、しかし、学問的な厳密さも保証していかなければいけない、両立は難しいのではないか、という問題について意見を述べます。この領域を志す人は、やはりその両方を目指さなければならないのではないかと思います。そのためには、現場の問題を知らなければなりません。例えば、私の専門は心理学ですけれども、実務家の先生方とも、法学の先生方とも近しく交流させていただいて、何が問題か、何を解決していかなければならないかという問題意識を共有していかなければならないと思っています。

一方で、私が、心理学者であるのに、法学者のようにふるまったり、あるいは実務家のようにふるまったり、それはできないと思うんですけれども、もしもそのようにふるまったとすれば、それは結局、素人の実務家的、法学者的発言しかできないということになると思います。ですので、そうではなくて、やはり自分の専門性、ディシプリンというのはたいへん重要だと思っています。つまり、問題を共有し、ともに解決を目指すのだけれども自分の持っているディシプリンの中でも認められる成果を提供していく。そして、その成果のなかからどのように必要なものを使っていくかというのは、実務家や法律の先生方とともに考えたいという、そういうふうに思っています。

石塚 はい、石塚です。最初のほうの、学問的誠実さということと、現実的な応用場面における立場性の関係は、重要な問題です。たしかに、現実の裁判の場面、とりわけ刑事事件における科学鑑定人への要求は、検察側の鑑定と弁護側の鑑定は、同じ科学分野でありながら、全く結論を異にすることがしばしばです。私も弁護士として事件に関わっていて、鑑定人に書き直しを求めることがあります。弁護活動に役立てるために鑑定をお願いするのですから、当然と言えばとうぜんです。しかし、その際にも、明確な限界があるります。科学者は、科学者仲間に恥ずかしいようなことまでする必要はないということです。科学

者のコミュニティーの中で認められたルールに従って証言していただければいいわけで、科学のルールを枉げるようなことはしないでほしいと思っています。

恥ずかしくない振る舞いには、作為と不作為の両面があります。科学者としてなすべき証言をしないというのは困ります。科学者の中には、社会的立場を意識して証言をされない方も少なくありません。これは、特殊日本的な学問の状況だと思います。とりわけ、公的研究機関、例えば、科学警察研究所や法務総合研究所に所属する研究者が弁護側請求の鑑定人として法廷に出てくることはほとんど期待できません。優秀な研究者もいらっしゃるのにとても残念なことです。自らの所属する組織の利益と科学者コミュニティーへの帰属意識のどちらにプライオリティー(優先性)を置くかというと問題ですが、日本では過度に組織の利益を優先するように思います。私の知る限り、科学者コミュニティーのメンバーであることを大切にするのが、グルーバル・スタンダードのような気がします。独裁国家は別ですが…。

報道の自由との関係でも、日本にジャーナリストはいない。新聞社やテレビ 局の社員がいるだけだと揶揄する人たちがいます。新聞社や放送局の利益を優 先するか、ジャーナリスト・コミュニティーを優先するか。難しい問題かもし れませんが、同業者仲間に恥ずかしくない仕事をしている人たちが尊敬されて いると思います。

新しいディシプリンを創るべきだという意味というのは、新たな学問共同体のルールを確立し、「研究者コミュニティーで恥ずかしいことはしない」「科学公準に反するような嘘を言わない」「社会的立場よりも、コミュニティーを優先する」ということが約束とができ上がるということが大事なのだと思っています。

唐沢 研究者が何に対して誠実であるべきかという問いに対しては、まず「自らが生産した知見に対して」とお答えしたいと思います。現場との関係で申しますと、Aか、Bかと問われ、Bが明らかに間違っていると研究知見から判断できるのに、現場がBを欲しているからBという答えを提供するということは、研究者であるなら、行ってはいけないことです。また、現場の要望と異なる答えを提供することは、研究者と現場が乖離することを意味するわけでもありま

せん。むしろ「Aですよ」ということを説明したり、なぜBが欲しいのかをお伺いする対話から、信頼関係に基づく、いわゆる現場に根差した研究が生まれるわけです。現実の人間関係は、なかなか理想どおりにはいかないということも承知しておりますが、知見への誠実さは、研究者にとって最も重視されるべき態度の一つです。

また、その際、問題となることとして、提供する言葉の曖昧さということがあるかもしれません。学問的に誠実であろうとすると、単純な回答を提供できないことがしばしばおこります。心理学をふくめ、多くの科学は、確率の世界で動いている現象を扱いますので、将来を確実に予測するような発言はできません。その結果、現場では、知見が役に立たないという感覚を持ってしまわれることもあるのではないでしょうか。しかし、不確実なことを確実というのは不誠実なわけですから、不確実さを含む科学的知見をどのように現場で用いていくかということを、協同的に考えていくことが必要なのではと思います。先ほど申し上げた処方的な研究というのは、そのような姿勢も含むものとしてご理解いただければと思います。

指宿 私は、教育のことについて発言したいと思います。最近、サトウ先生のところにおられたゼミ生で、私の下でロースクールで勉強した人で弁護士になるという方が現れました。つまり、先ほどの藤田さんの言われるような第4世代ですね。両方の専門教育を受けたような人。こういう世代が育ってくるのは、非常にうれしいなと思ってるんですけど、そうではなくても、それぞれのディシプリンの中で、心理学の人たちが法学、あるいは、法律に関わる法制度の問題を学ぶ。あるいは、法学で学んでいる人たちが、心理学の有用性、あるいは、規範の学問の中に人間科学の知見を取り入れることの必要性や重要性を学ぶという、両方必要だと思っています。そうした層がどんどん増えれば、社会の中で法と人間科学というような分野のニーズが、受け入れられていくようになるんじゃないかなと思います。

そのために何が必要かというと、心理学で学んでいる人向けの、法と心理学の優れた教科書。そして、法学で学んでいる人向けの、法と心理学の優れた教科書があると、より教育もしやすくなるんじゃないかなと思っています。以上

です。

浜田 私も第1のほうの問題にかかわって、実際上、現実の事件で痛感したことがあります。たとえば先ほど話しました甲山事件で、私は弁護側の特別弁護人として参加したんですけれども、検察側からも心理学鑑定が出ました。それを読んだときに、私はすごく腹が立った。というか、これは普通の目で見て許されない……。「普通の」って言い方をしたとき、私の心理学の方が偏ってるかもしれませんけど、それを超えて、およそ許されない鑑定書だと思ったんですね。

法廷っていうところは当事者双方がたがいに争う場ですから、そこにある種の党派性があるってやむをえないと思うんですけども、議論のもとになる理論というか考え方は党派性を離れていなければならないし、そのかぎりで党派性を離れたところで議論ができなきゃいけない。検察側の鑑定人の鑑定書はそのもとの理論そのものがなっていない。私自身、これに対しては、鑑定人を公に名指しで批判をしたいというぐらいにまで思った。そうしたほうが実は誠実かもしれないんですが、学問の世界ではそうした行為は非常にけんのんなことで、避けざるをえないというのが現実でした。その意味で、もしこの新しい領域のなかでそういう争いがあったときには、その場が対等に、党派性を超えた議論ができる場であってほしいと思っております。以上です。

藤田 ありがとうございます。私のほうは、ロースクールにおける教育をどうしたらいいのかということについて、実は関西に移る前に、4年ほどロースクールで非常勤で教えていたことがあったので、お話ししたいと思います。非常勤で教えていたのは、法交渉学、法社会学、それから、法と経済学です。それぞれ別のロースクールで3校教えていました。どれも司法試験科目ではありません。だけれども、基礎法科目として設置されています。そういう科目は司法試験に出ないから全然ニーズがなくて、開講しても誰も来ないかというと、そういうことはなく、例えば法交渉学であれば、30人ぐらいが定員のところに100人ぐらい応募があって抽選とか、法と経済学も、他の法律必修科目が開講されている時間なのに、20人ずつぐらい毎回来るということがあったりしまして、

ロースクールの学生は、そういった法律基礎科目が大事じゃないとか、興味がないとは考えていませんでした。また、受講者とのやりとりを通じて、単位を取るのが楽だからそういう科目を受けたのではないというのを、肌で感じました。

特に法社会学の授業では、授業が終わったあとに教卓のあたりにみんな集 まってきて議論を始めたりということもあったりして、残念ながらその中には 法学部出身者は一人もいなくて、文学部とか芸術学部とか、そういう人たちだっ たんですけども、そのことはおいておきましても、ロースクールに法と心理学 とか法と人間科学という科目を法律基礎科目として置いておけば、必ず受けた い人はいると思います。現にそのようにして科目として設置しているロース クールもあるわけで、それが今後、さらに広がっていくといいと思います。そ れが、学問分野としての制度化が進んでいくということでもあります。そうなっ てくると、指宿先生が指摘されているように、科目の内容の標準化を進めない といけないことになります。これまではそれぞれの研究者の人が勉強してきた ことを、それぞれのまとめ方で体系づけて教えていたものを、分野として標準 化されたものを基礎的な部分では教えていく必要があると思います。理想的に は、経済学のように全世界的に標準化するのが理想ですけれども、法にはロー カリティーがあるので、それは無理だと思います。ですけれども、日本の中で 標準化されていって、優れた教科書がたくさん出てくるといいと思います。以 上です。

サトウ ありがとうございました。時間の都合もありますので、私がすこしここでお話しさせていただいたあとに、最後の最後に仲先生に締めていただいて、司会が全体的に締めるということで進めさせていただきたいと思います。

皆さんからいただいた質問と、先生方の回答を聞きながら思い出したことがあります。それは、法科大学院(ロースクール)で、法と心理学に関する講義がどれくらい出来たのかを調べたということです。設立され74の大学院のうち14に関連する科目がありました(サトウ・厳島・原、2008 参照)。

これを多いと見るのか、少ないと見るか。何も無かったという前提からみれば、14 もの法科大学院が法と心理学のような科目を設置したのだから、画期

的なことだと言うことが出来ます。一方、割合で見れば80%以上の法科大学院がこうした領域に関心をよせていないということ事実なわけです。撤退を決めた法科大学院もありますから、法と心理学あますます縮小していくわけです。この新学術領域も全体として頑張っていく必要があるのかなということを思いました。

もう一つ、法と人間科学という領域はやはり必要なんだということも、今の皆さんの回答を聞いて分かったと思います。その時、何をやるかも大事ですが、それと同じくらい、何をやらないことがいけないのか、を考える必要があることも感じました。これは、石塚先生が言った不作為の問題ですね。不作為の何が問題かっていうのはなかなか問われにくいことなので、そういう問題こそ法と人間科学という領域を作る中で、専門家、あるいは実務家、両者とも党派性を外したうえで、検討していく必要があると思います。

あともう一つ、法にはローカリティーがあるということです。その土地の慣習・ルールが法になるわけですから、どうしてもローカルにならざるを得ないのです。これは藤田先生がおっしゃったとおりだと思うんですけども、そうしたローカリティーを超えるためには、みなが知識を持ち寄ることが大切です。私の個人的なことを言うのも何ですけども、今回、法と心理の歴史を調べるときに、すごく大変だったんですね。それは、イタリア、フランス、ドイツ、アメリカ、日本、全然制度が違う中での歴史なので難しいです。今はばらばらに存在しているっていう感じがあるわけです。それを一つの領域としてやっていくっていうことは、これは私の持論になってしまいますけども、過去を知ることが未来を展望する。100年前のことを知ったら、100年先しか見通せないけれども、300年前のことを知ったら、300年見通せるというようなことはあると思いますので、そういうことをやっていくためにも、領域というのが必要なんだろうなというふうに改めて思ったしだいです。

それでは、領域代表者の仲先生からコメントをいただいて、最後、司会に締めていただきます。

閉会挨拶

仲 今日は皆様、本当にどうもありがとうございました。こうやって一堂に会し、情報を共有し、基盤を作っていくことがたいへん重要だと、改めて感じたところです。ご発表のなかで、法と人間科学の過去・現在・未来を見てきましたけれども、この流れを共有し、同じ問題意識を持ち、人間、法、そして、司法実務、福祉における様々な問題について知恵を寄せ合い、共同しながら新しい領域を作っていくというのは、本当にスリリングなことだと思います。これからも、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

山崎 先生方、どうもありがとうございました。それでは、開始から2時間近く経過しました公開シンポジウム「『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来」をそろそろ終了させていただきます。皆様からいただきましたご質問につきましては、先生方にお渡ししまして、シンポジウムに対するご意見につきましては、今後の「法と人間科学」の活動に活かさせていただきます。皆さま、長時間にわたりご清聴いただきまして、まことにありがとうございました。スタッフの皆様、お疲れさまでした。皆様、どうぞお気をつけてお帰りくださいませ。

インクルーシブ社会研究 2 Studies for Inclusive Society 2

『法と人間学』という学融的領域が切り開く未来

Law and Human Science as a New Trans-disciplinary Area

編集担当 山崎 優子 (立命館大学立命館グローバル・ イノベーション研究機構専門研究員) サトウタツヤ(立命館大学文学部教授)

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 「インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究」 対人支援における<学=実>連環型(トランスレーショナル)研究の方法論チーム

2014年 3 月20日印刷 2014年 3 月25日発行

発 行 立命館大学人間科学研究所

http://www.ritsumeihuman.com/

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL (075) 465-8358

FAX (075) 465-8245

印 刷 株式会社こだま印刷所

〒604-8455 京都市中京区西ノ京藤ノ木町16

TEL (075) 841-0052

FAX (075) 811-7873